

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	明治安田ライフプランファンド20 5,000億円を上限とします。 明治安田ライフプランファンド50 5,000億円を上限とします。 明治安田ライフプランファンド70 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円

（４）【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（５）【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されま

す。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチング※が可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

※確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

※各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

※スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

※販売会社により、１ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2026年8月20日から2027年2月19日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社につきましては下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： https://www.myam.co.jp/
--

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。
販売会社につきましては、「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年１回（５月20日。休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

②当ファンドは一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
不動産投信	日々	アジア		
	その他 ()	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))		中南米		
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス：<https://www.imaj.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：各ファンド 上限5,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

◆主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

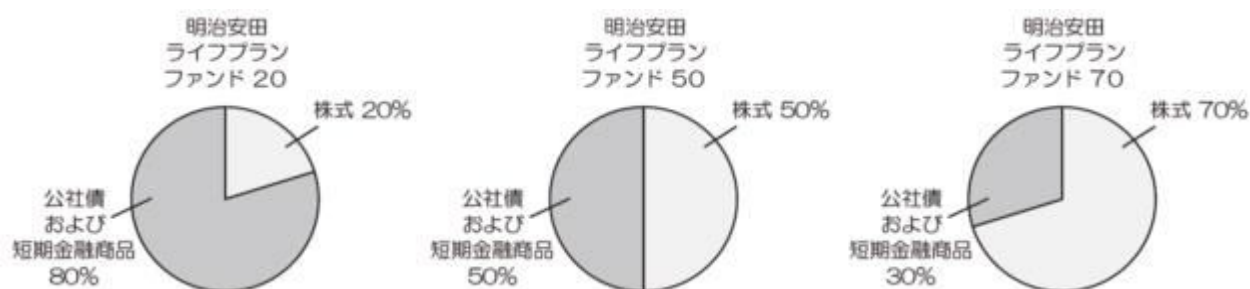
◆ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファン ド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

※基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

◆資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



※各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

◆外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

＜明治安田アメリカ株式マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

＜明治安田欧州株式マザーファンド＞

原則として行いません。

＜明治安田外国債券マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

＜マザーファンドの運用手法＞

ファンド名	運用手法
明治安田日本株式マザーファンド	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田アメリカ株式マザーファンド	S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田欧州株式マザーファンド	MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を投資対象とし、当社独自のクオンツモデルにより多面的な個別銘柄分析を行いポートフォリオを構築します。パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。
明治安田日本債券マザーファンド	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田外国債券マザーファンド	ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。

（２）【ファンドの沿革】

2000年 5月31日	信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
2004年 1月 1日	「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、 「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、 「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、 それぞれファンド名を変更
2010年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更 「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
2010年10月 1日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更
2011年 4月 1日	投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2019年 6月 7日	投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
2024年10月 1日	投資対象である明治安田欧州株式マザーファンドに関し、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、

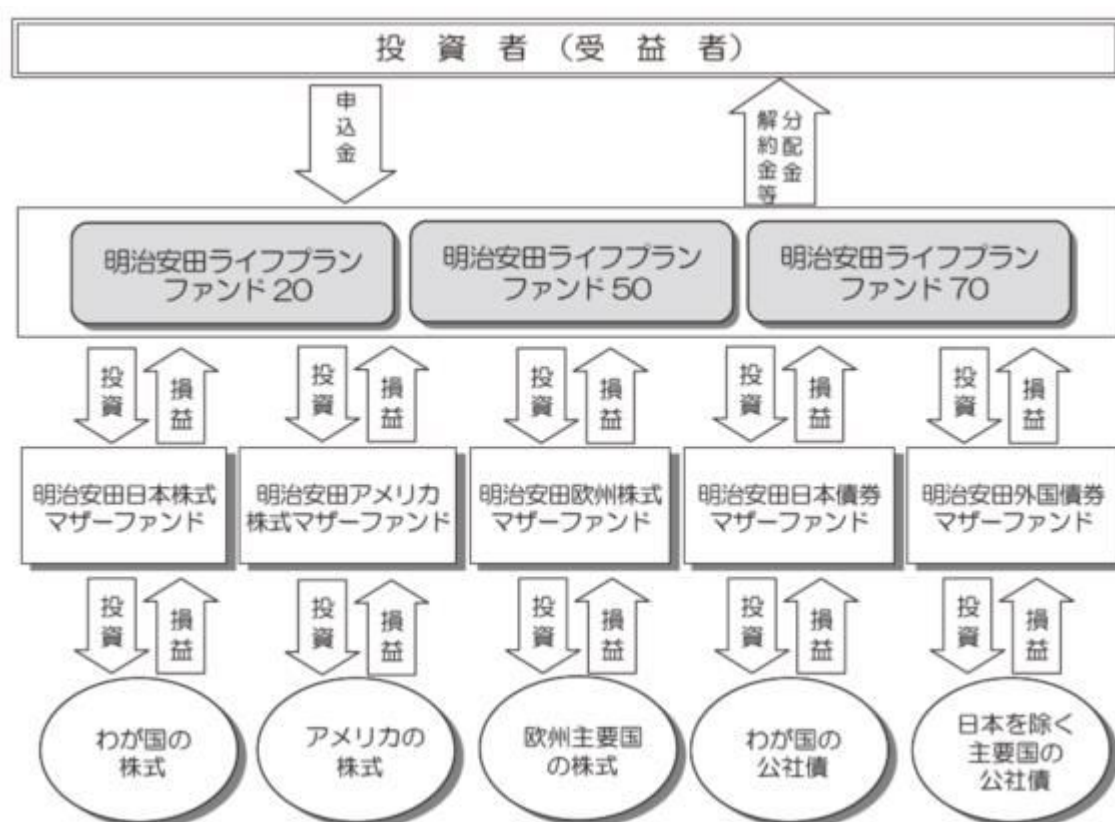
「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

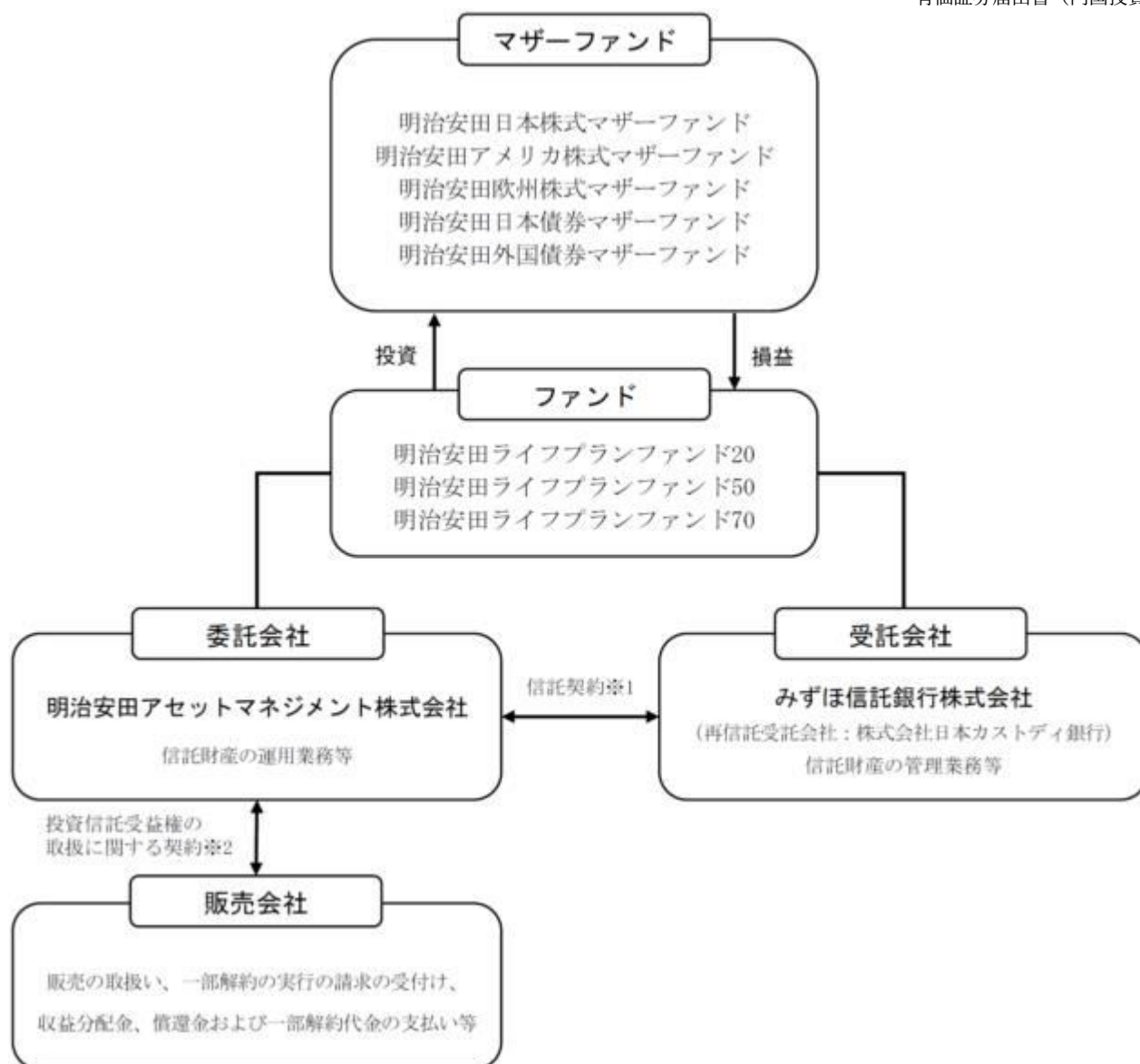
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立
 1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

1. 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

＜明治安田ライフプランファンド20＞

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。

＜明治安田ライフプランファンド50＞

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。

＜明治安田ライフプランファンド70＞

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。

3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。

4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引

等」といいます。）を行うことができます。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

＜明治安田アメリカ株式マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

＜明治安田欧州株式マザーファンド＞

原則として行いません。

＜明治安田外国債券マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

■マザーファンドの投資方針

＜明治安田日本株式マザーファンド＞

I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金

利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

S&P500指数採用銘柄を主要投資対象とします。

②投資態度

1. S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行

う場合があります。

4. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびにならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

※「S&P500[®]」は、S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスが当社に付与されています。S&P[®]および S&P500[®]は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones[®]は Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、当社により一定の目的でサブライセンスされています。

当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

※当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

「S&P500[®]」はS&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが明治安田アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、明治安田アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサーとなっており、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する「S&P500[®]」の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。「S&P500[®]」に関する、S&P Dow Jones Indicesと明治安田アセットマネジメント株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices および／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。「S&P500[®]」は、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、「S&P500[®]」の決定、構成または計算に際して、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。「S&P500[®]」に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他の資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESは、「S&P500[®]」またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは「S&P500[®]」を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、明治安田アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンサーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと明治安田アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

I. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づ

き個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。

3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. （削除）
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

※MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

<明治安田日本債券マザーファンド>

I. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を

行う場合があります。

6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

※FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付が高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。

＜明治安田外国債券マザーファンド＞

I. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

II. 運用方法

①投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

※FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. 明治安田日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証書
7. 国債証券
8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で前26. の有価証券の性質を有するもの

なお、6. の証券または証書、17. ならびに22. の証券または証書のうち6. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7. から11. までの証券ならびに17. および22. の証券または証書のうち7. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

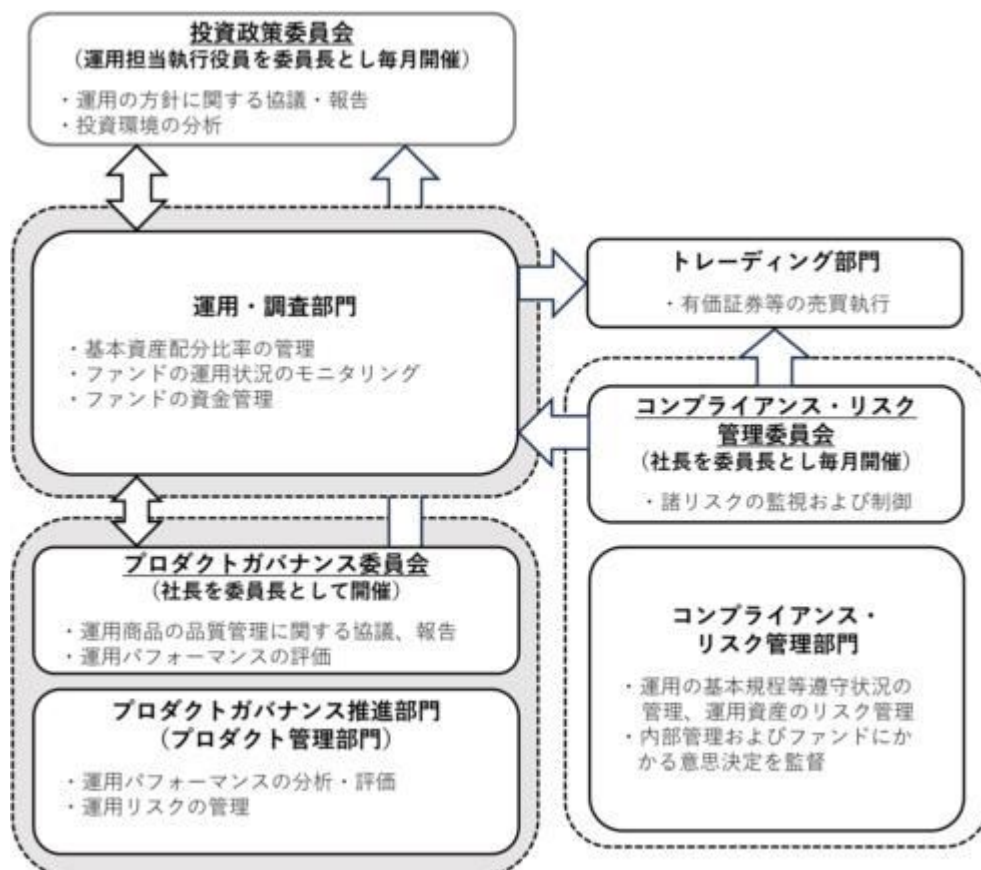
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「１ ファンドの性格 （１）ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「２ 投資方針 ■マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
- ④プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



※プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

※コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ(<https://www.myam.co.jp/>)の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年１回（毎年５月２０日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく投資制限

＜明治安田ライフプランファンド20＞

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

＜明治安田ライフプランファンド50＞

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。

- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

＜明治安田ライフプランファンド70＞

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

＜各ファンド共通＞

①投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10

を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約

を指図するものとします。

4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

す。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数

に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜投資運用業に関する禁止行為＞

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドの主なリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期

待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



＜流動性リスク管理体制＞

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

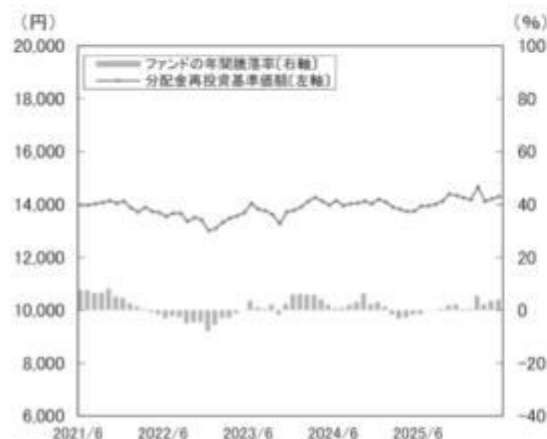
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（３）参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

◆明治安田ライフプランファンド 20



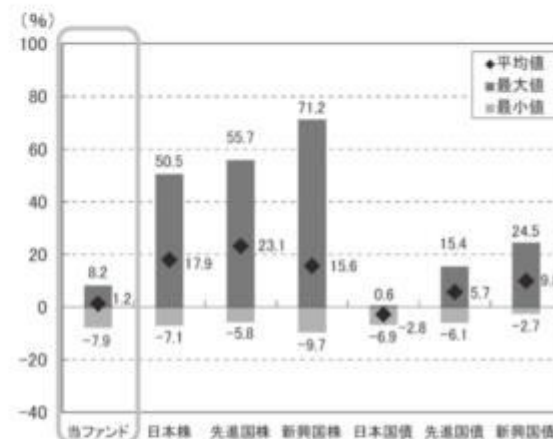
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2021年6月～2026年5月



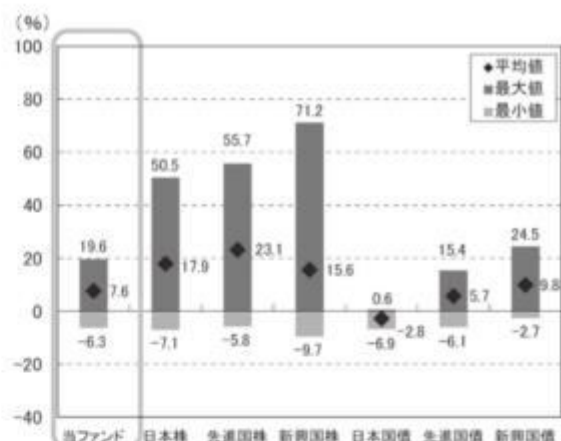
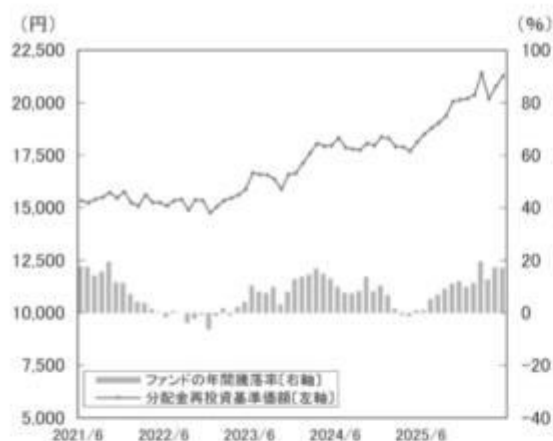
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

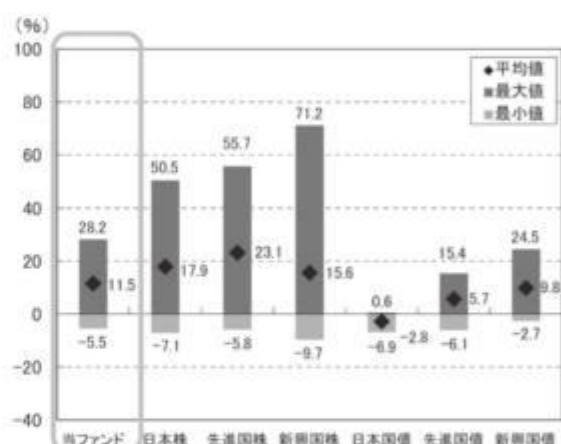
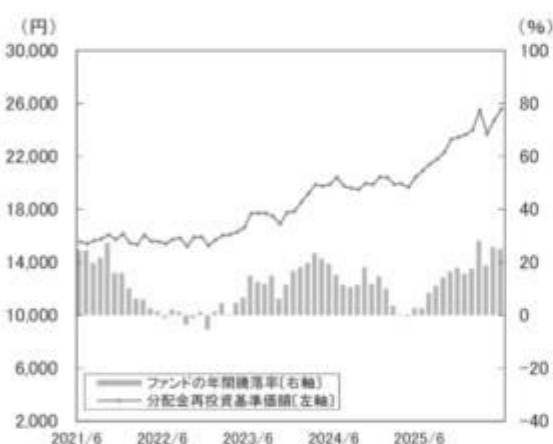
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

（以下、各ファンドにおいて同じ。）

◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村フィデューシャリー・リサーチ &コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

＜代表的な資産クラスの指数について＞

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関

する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURAーBPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、J Pモルガンの知的財産です。J Pモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチング※が可能です。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.4807%（税抜0.437%）	0.55%（税抜0.5%）	0.5885%（税抜0.535%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.9427%（税抜0.857%）	1.21%（税抜1.1%）	1.3365%（税抜1.215%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

②個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個

別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

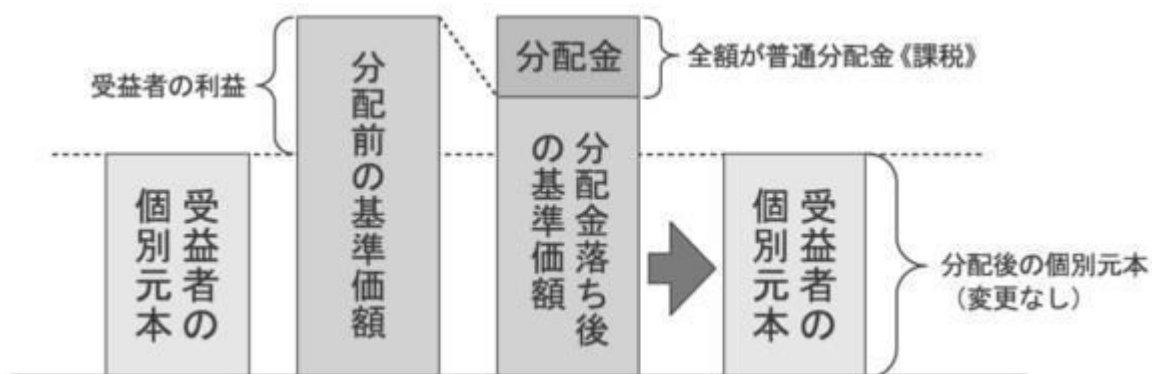
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

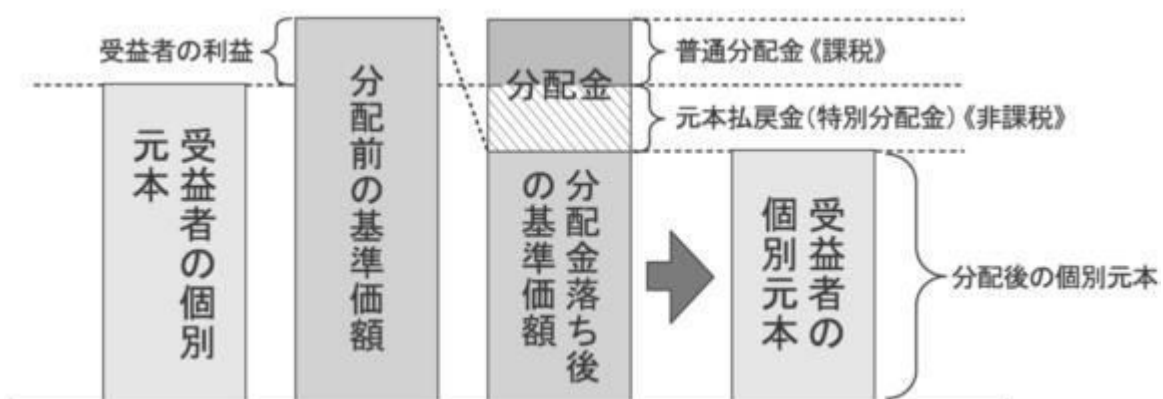
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象と

なります。

※当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※2024年1月よりNISA制度が新しくなりました。2023年末までに一般NISAおよびつみたてNISAにおいて購入された商品は旧NISA制度における非課税措置が適用されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2026年5月29日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

2026年5月29日現在で開示している運用報告書の対象期間における各ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

ファンド名	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率
		①運用管理費用の比率		
明治安田ライフプランファンド 20	1.05%	0.95%		0.10%
明治安田ライフプランファンド 50	1.34%	1.21%		0.13%
明治安田ライフプランファンド 70	1.47%	1.34%		0.13%

※対象期間は2024年5月21日～2025年5月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（1）【投資状況】

明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,388,695,661	97.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	38,657,694	2.71
合計（純資産総額）		1,427,353,355	100.00

明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,575,991,457	97.04

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	78,647,523	2.96
合計(純資産総額)		2,654,638,980	100.00

明治安田ライフプランファンド７０

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,277,759,282	97.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	69,933,373	2.98
合計(純資産総額)		2,347,692,655	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田ライフプランファンド２０

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	700,621,842	1.2462	873,137,425	1.2639	885,515,946	62.04
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	60,193,200	3.4564	208,051,777	3.6000	216,695,520	15.18
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	51,875,220	4.0644	210,842,763	4.1359	214,550,722	15.03
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	3,097,559	11.3017	35,007,683	11.6784	36,174,533	2.53
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	6,356,241	5.4701	34,769,274	5.6258	35,758,940	2.51

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.29
合計	97.29

明治安田ライフプランファンド５０

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	667,838,418	1.2462	832,298,917	1.2639	844,080,976	31.80
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	223,223,026	3.4564	771,548,068	3.6000	803,602,893	30.27
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	95,831,561	4.0645	389,514,917	4.1359	396,349,753	14.93
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	22,849,406	11.3017	258,237,132	11.6784	266,844,503	10.05
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	47,124,557	5.4702	257,780,752	5.6258	265,113,332	9.99

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.04
合計	97.04

明治安田ライフプランファンド７０

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	262,618,009	3.4564	907,712,887	3.6000	945,424,832	40.27
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	312,699,862	1.2462	389,700,428	1.2639	395,221,355	16.83
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファ ンド	30,235,841	11.3019	341,722,771	11.6784	353,106,245	15.04
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	62,402,253	5.4702	341,356,334	5.6258	351,062,594	14.95
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド	56,322,507	4.0645	228,928,296	4.1359	232,944,256	9.92

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.02
合計	97.02

②【投資不動産物件】

明治安田ライフプランファンド２０

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド５０

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド７０

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田ライフプランファンド２０

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド５０

該当事項はありません。

明治安田ライフプランファンド７０

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

明治安田ライフプランファンド２０

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,678,565,480	1,687,611,441	12,989	13,059

第21期計算期間末	(2021年 5月20日)	1,825,279,668	1,843,762,136	13,826	13,966
第22期計算期間末	(2022年 5月20日)	1,842,918,721	1,846,981,896	13,607	13,637
第23期計算期間末	(2023年 5月22日)	1,842,855,678	1,848,249,906	13,665	13,705
第24期計算期間末	(2024年 5月20日)	1,511,508,442	1,525,668,445	13,877	14,007
第25期計算期間末	(2025年 5月20日)	1,422,916,706	1,434,659,934	13,329	13,439
第26期計算期間末	(2026年 5月20日)	1,381,046,154	1,402,517,104	13,508	13,718
2025年 5月末日		1,451,211,995	—	13,440	—
6月末日		1,470,181,897	—	13,623	—
7月末日		1,478,096,197	—	13,634	—
8月末日		1,487,581,275	—	13,690	—
9月末日		1,497,703,978	—	13,813	—
10月末日		1,515,967,632	—	14,074	—
11月末日		1,507,173,680	—	14,007	—
12月末日		1,496,795,119	—	13,929	—
2026年 1月末日		1,485,607,119	—	13,860	—
2月末日		1,526,703,237	—	14,338	—
3月末日		1,467,964,038	—	13,798	—
4月末日		1,472,659,064	—	13,898	—
5月末日		1,427,353,355	—	13,764	—

明治安田ライフプランファンド５０

期別		純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期計算期間末	（2017年 5月22日）	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271
第18期計算期間末	（2018年 5月21日）	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末	（2019年 5月20日）	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
第20期計算期間末	（2020年 5月20日）	1,817,409,866	1,828,728,857	12,845	12,925
第21期計算期間末	（2021年 5月20日）	2,089,151,935	2,117,003,217	15,002	15,202
第22期計算期間末	（2022年 5月20日）	2,140,057,913	2,147,212,998	14,955	15,005
第23期計算期間末	（2023年 5月22日）	2,264,542,057	2,293,367,781	15,712	15,912
第24期計算期間末	（2024年 5月20日）	2,223,309,555	2,255,037,693	17,518	17,768
第25期計算期間末	（2025年 5月20日）	2,253,407,398	2,268,991,354	17,352	17,472
第26期計算期間末	（2026年 5月20日）	2,533,703,095	2,582,805,174	19,608	19,988
2025年 5月末日		2,295,063,706	—	17,487	—
6月末日		2,344,168,220	—	17,838	—
7月末日		2,391,492,244	—	18,117	—
8月末日		2,427,322,259	—	18,342	—
9月末日		2,480,300,545	—	18,675	—
10月末日		2,570,753,848	—	19,334	—
11月末日		2,576,347,119	—	19,409	—
12月末日		2,585,059,786	—	19,470	—
2026年 1月末日		2,596,471,158	—	19,640	—

2月末日	2,732,010,979	—	20,643	—
3月末日	2,580,326,556	—	19,453	—
4月末日	2,661,817,352	—	20,031	—
5月末日	2,654,638,980	—	20,109	—

明治安田ライフプランファンド 70

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,069,960,070	1,076,989,478	12,177	12,257
第21期計算期間末（2021年 5月20日）	1,324,254,944	1,342,672,790	15,099	15,309
第22期計算期間末（2022年 5月20日）	1,411,125,378	1,415,774,665	15,176	15,226
第23期計算期間末（2023年 5月22日）	1,539,297,432	1,562,695,317	16,447	16,697
第24期計算期間末（2024年 5月20日）	1,889,692,606	1,919,051,425	19,310	19,610
第25期計算期間末（2025年 5月20日）	1,900,292,691	1,911,992,023	19,491	19,611
第26期計算期間末（2026年 5月20日）	2,233,047,461	2,274,972,804	23,435	23,875
2025年 5月末日	1,941,696,455	—	19,646	—
6月末日	1,991,392,610	—	20,108	—
7月末日	2,065,284,258	—	20,581	—
8月末日	2,102,799,357	—	20,945	—
9月末日	2,150,846,940	—	21,431	—
10月末日	2,262,869,297	—	22,372	—
11月末日	2,269,671,370	—	22,538	—
12月末日	2,284,434,765	—	22,715	—
2026年 1月末日	2,308,675,279	—	23,080	—
2月末日	2,445,581,416	—	24,511	—
3月末日	2,275,753,168	—	22,766	—
4月末日	2,349,759,513	—	23,765	—
5月末日	2,347,692,655	—	24,132	—

②【分配の推移】

明治安田ライフプランファンド 20

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	50
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	70
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	140
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	30
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	40

第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	130
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	110
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	210

明治安田ライフプランファンド５０

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	200
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	200
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	250
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	120
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	380

明治安田ライフプランファンド７０

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	80
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	210
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	50
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	250
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	300
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	120
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	440

③【収益率の推移】

明治安田ライフプランファンド２０

期	計算期間	収益率（％）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△1.87
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.44
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	7.52
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	△1.37
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	0.72
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	2.50
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	△3.16

第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	2.92
----------	-------------------------	------

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド５０

期	計算期間	収益率（％）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△5.76
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	△0.59
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	18.35
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.02
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	6.40
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	13.09
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	△0.26
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	15.19

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田ライフプランファンド７０

期	計算期間	収益率（％）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	△8.17
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	△2.04
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	25.72
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	0.84
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	10.02
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	19.23
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	1.56
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	22.49

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

明治安田ライフプランファンド２０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	275,362,124	302,998,876
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	204,106,099	176,209,945
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	141,672,822	107,457,183

第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	123,599,606	129,434,412
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	125,524,067	384,850,171
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	135,135,592	156,800,418
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	97,838,735	142,978,760

明治安田ライフプランファンド５０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	150,603,421	128,235,904
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	177,311,564	199,621,401
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	160,355,240	121,902,308
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	137,514,135	127,244,951
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	176,594,334	348,755,035
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	165,178,978	135,641,490
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	135,801,400	142,304,447

明治安田ライフプランファンド７０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	135,439,858	121,270,055
第21期計算期間	2020年 5月21日～2021年 5月20日	147,519,578	149,155,359
第22期計算期間	2021年 5月21日～2022年 5月20日	159,494,605	106,677,300
第23期計算期間	2022年 5月21日～2023年 5月22日	129,369,470	123,311,645
第24期計算期間	2023年 5月23日～2024年 5月20日	189,317,774	146,605,876
第25期計算期間	2024年 5月21日～2025年 5月20日	138,436,140	142,119,085
第26期計算期間	2025年 5月21日～2026年 5月20日	142,281,522	164,377,184

(参考)

(１) 投資状況

明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,558,124,710	97.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	163,085,389	2.85
合計（純資産総額）		5,721,210,099	100.00

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	8,177,589,740	96.62

投資証券	アメリカ	154,427,408	1.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	131,259,466	1.55
合計(純資産総額)		8,463,276,614	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	102,718,686	1.21

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	イギリス	686,561,629	20.76
	スイス	429,846,942	13.00
	フランス	425,413,041	12.87
	ドイツ	420,426,640	12.72
	オランダ	318,499,678	9.63
	スペイン	220,394,525	6.67
	スウェーデン	174,508,176	5.28
	イタリア	171,419,624	5.18
	フィンランド	87,021,894	2.63
	デンマーク	84,958,436	2.57
	ベルギー	73,306,706	2.22
	ノルウェー	56,534,625	1.71
	アイルランド	28,302,797	0.86
	小計	3,177,194,713	96.09
投資証券	フランス	35,039,912	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	94,111,907	2.85
合計(純資産総額)		3,306,346,532	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	ドイツ	78,769,968	2.38

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	7,054,160	△0.21

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	12,954,273,170	38.09
地方債証券	日本	387,860,607	1.14
特殊債券	日本	1,455,613,955	4.28
	国際機関	795,488,000	2.34
	小計	2,251,101,955	6.62
社債券	日本	15,860,697,600	46.63

	フランス	1,786,413,100	5.25
	アメリカ	199,904,600	0.59
	小計	17,847,015,300	52.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	572,228,387	1.68
合計(純資産総額)		34,012,479,419	100.00

明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	495,191,458	36.51
	イギリス	138,376,928	10.20
	中国	127,369,660	9.39
	イタリア	101,122,225	7.46
	フランス	90,852,703	6.70
	ドイツ	87,772,345	6.47
	スペイン	37,729,639	2.78
	カナダ	25,129,099	1.85
	オーストラリア	17,493,435	1.29
	メキシコ	12,619,182	0.93
	マレーシア	8,326,665	0.61
	ポーランド	8,176,656	0.60
	ベルギー	6,826,904	0.50
	イスラエル	6,683,954	0.49
	オランダ	6,435,904	0.47
	シンガポール	5,231,553	0.39
	アイルランド	3,644,877	0.27
	スウェーデン	2,796,913	0.21
	ノルウェー	2,121,504	0.16
	小計	1,183,901,604	87.30
社債券	アメリカ	34,412,149	2.54
	スペイン	31,744,304	2.34
	フィンランド	31,476,337	2.32
	オランダ	18,842,633	1.39
	オーストラリア	12,700,195	0.94
	小計	129,175,618	9.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	43,075,898	3.18
合計(純資産総額)		1,356,153,120	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	199,001,494	14.67
	売建	—	223,845,026	△16.50

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田日本株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	86,700	2,906.74	252,014,358	2,999.00	260,013,300	4.54
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	32,800	5,591.81	183,411,654	5,819.00	190,863,200	3.34
3	日本	株式	三菱商事	卸売業	30,700	4,388.45	134,725,612	5,065.00	155,495,500	2.72
4	日本	株式	三井物産	卸売業	28,700	5,463.77	156,810,424	5,290.00	151,823,000	2.65
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	49,700	3,520.92	174,990,002	3,042.00	151,187,400	2.64
6	日本	株式	三菱電機	電気機器	21,500	5,501.12	118,274,083	6,558.00	140,997,000	2.46
7	日本	株式	日立製作所	電気機器	26,600	5,244.89	139,514,303	5,166.00	137,415,600	2.40
8	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	11,700	11,497.24	134,517,775	11,715.00	137,065,500	2.40
9	日本	株式	信越化学工業	化学	16,300	7,000.29	114,104,798	7,758.00	126,455,400	2.21
10	日本	株式	村田製作所	電気機器	13,100	3,938.69	51,596,839	9,625.00	126,087,500	2.20
11	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	16,600	4,730.53	78,526,960	7,491.00	124,350,600	2.17
12	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,100	41,552.70	87,260,670	52,420.00	110,082,000	1.92
13	日本	株式	オリックス	その他金融業	16,900	5,208.18	88,018,298	6,237.00	105,405,300	1.84
14	日本	株式	N T T	情報・通信業	702,300	154.56	108,547,488	149.50	104,993,850	1.84
15	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	9,900	9,955.73	98,561,805	10,570.00	104,643,000	1.83
16	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	13,900	7,439.48	103,408,772	7,111.00	98,842,900	1.73
17	日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	1,800	47,707.52	85,873,549	52,060.00	93,708,000	1.64
18	日本	株式	住友商事	卸売業	13,200	6,127.28	80,880,101	7,099.00	93,706,800	1.64
19	日本	株式	東京地下鉄	陸運業	59,100	1,597.05	94,386,116	1,462.00	86,404,200	1.51
20	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	14,000	5,789.29	81,050,180	6,010.00	84,140,000	1.47
21	日本	株式	富士通	電気機器	23,600	3,577.82	84,436,599	3,368.00	79,484,800	1.39
22	日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	21,000	2,341.83	49,178,438	3,700.00	77,700,000	1.36
23	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	7,200	7,913.29	56,975,696	10,165.00	73,188,000	1.28
24	日本	株式	横浜フィナンシャルグループ	銀行業	43,900	1,445.21	63,444,859	1,623.50	71,271,650	1.25
25	日本	株式	日本電気	電気機器	17,200	4,162.78	71,599,835	4,103.00	70,571,600	1.23
26	日本	株式	富士電機	電気機器	4,400	12,122.44	53,338,743	15,440.00	67,936,000	1.19
27	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	31,500	1,977.33	62,285,961	2,096.00	66,024,000	1.15
28	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	163,500	405.56	66,310,155	396.80	64,876,800	1.13
29	日本	株式	アシックス	その他製品	12,800	4,125.16	52,802,057	4,843.00	61,990,400	1.08
30	日本	株式	三菱重工業	機械	15,300	4,043.80	61,870,260	3,806.00	58,231,800	1.02

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.77

	建設業	2.10
	食料品	1.12
	パルプ・紙	0.64
	化学	3.67
	医薬品	3.10
	石油・石炭製品	0.35
	ゴム製品	0.30
	ガラス・土石製品	2.39
	鉄鋼	0.55
	非鉄金属	3.52
	金属製品	0.26
	機械	4.32
	電気機器	22.09
	輸送用機器	4.98
	精密機器	1.50
	その他製品	1.88
	電気・ガス業	0.88
	陸運業	2.29
	情報・通信業	7.46
	卸売業	8.35
	小売業	3.69
	銀行業	11.97
	保険業	2.55
	その他金融業	1.84
	不動産業	1.46
	サービス業	3.13
合計		97.15

明治安田アメリカ株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	20,610	32,145.77	662,524,427	34,149.30	703,817,228	8.32
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	11,822	43,071.95	509,196,707	49,810.96	588,865,274	6.96
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	5,732	67,388.49	386,270,871	68,057.93	390,108,090	4.61
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	8,601	39,936.75	343,496,059	43,672.86	375,630,269	4.44
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	4,368	54,460.37	237,882,919	62,182.82	271,614,561	3.21

6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	3,952	64,798.41	256,083,319	67,992.58	268,706,701	3.17
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,779	54,096.96	204,432,435	61,543.66	232,573,517	2.75
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,959	109,747.98	214,996,301	101,258.87	198,366,132	2.34
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	2,802	64,544.22	180,852,932	70,466.31	197,446,626	2.33
10	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,310	72,533.60	95,019,025	147,199.85	192,831,807	2.28
11	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	686	147,759.31	101,362,888	179,600.65	123,206,047	1.46
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	2,012	50,541.39	101,689,277	51,793.78	104,209,086	1.23
13	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,192	75,643.30	90,166,821	76,095.97	90,706,401	1.07
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,440	37,325.95	91,075,318	36,787.21	89,760,797	1.06
15	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	1,000	47,724.75	47,724,755	82,578.36	82,578,365	0.98
16	アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半導体製造装置	1,590	43,907.03	69,812,186	50,686.02	80,590,772	0.95
17	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,630	49,457.12	80,615,110	47,295.79	77,092,145	0.91
18	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	5,245	15,510.24	81,351,214	13,764.92	72,197,008	0.85
19	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,040	33,213.68	67,755,924	34,847.43	71,088,769	0.84
20	アメリカ	株式	SANDISK CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	259	170,588.72	44,182,481	261,661.00	67,770,199	0.80
21	アメリカ	株式	GE VERNOVA INC	資本財	421	159,828.32	67,287,724	158,752.43	66,834,777	0.79
22	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,724	23,341.07	63,581,079	23,423.95	63,806,852	0.75
23	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	2,620	23,333.10	61,132,727	22,846.96	59,859,042	0.71
24	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	688	62,458.01	42,971,114	84,664.78	58,249,369	0.69
25	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	4,650	12,975.93	60,338,120	12,217.24	56,810,182	0.67
26	アメリカ	株式	RTX CORP	資本財	1,990	28,801.04	57,314,077	28,524.43	56,763,624	0.67
27	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,420	23,418.43	56,672,619	23,256.59	56,280,960	0.67
28	アメリカ	株式	KLA CORPORATION	半導体・半導体製造装置	179	285,537.62	51,111,234	307,244.94	54,996,845	0.65
29	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	345	159,372.46	54,983,501	158,624.92	54,725,600	0.65
30	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2,210	25,610.78	56,599,836	24,687.91	54,560,297	0.64

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.06
		素材	1.90
		資本財	5.87
		商業・専門サービス	1.17
		運輸	1.32
		自動車・自動車部品	2.40
		耐久消費財・アパレル	0.31
		消費者サービス	1.36
		メディア・娯楽	9.34
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.01
		生活必需品流通・小売り	1.42
		食品・飲料・タバコ	2.21
		家庭用品・パーソナル用品	0.87
		ヘルスケア機器・サービス	2.42
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.61
		銀行	2.67
		金融サービス	6.48
		保険	1.68
		ソフトウェア・サービス	9.05
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.56
		電気通信サービス	0.89
		公益事業	2.15
		半導体・半導体製造装置	17.87
投資証券	—	—	1.82
合計			98.45

明治安田欧州株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半 導体製造装 置	566	208,202.83	117,842,806	258,253.06	146,171,232	4.42
2	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	24,058	2,653.03	63,826,692	2,959.48	71,199,242	2.15
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	1,003	70,555.26	70,766,931	66,865.36	67,065,966	2.03
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,782	23,493.34	65,358,494	24,042.25	66,885,562	2.02
5	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,240	29,817.70	66,791,653	29,436.24	65,937,196	1.99

6	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3,617	15,208.87	55,010,494	16,229.43	58,701,881	1.78
7	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	8,499	5,865.39	49,849,958	6,733.30	57,226,368	1.73
8	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,103	47,437.98	52,324,100	50,434.53	55,629,297	1.68
9	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	1,588	36,066.31	57,273,303	28,146.05	44,695,937	1.35
10	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	21,242	1,945.71	41,330,916	1,981.73	42,096,010	1.27
11	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2,821	10,521.35	29,680,734	14,002.47	39,500,988	1.19
12	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	1,269	25,671.20	32,576,764	30,960.66	39,289,080	1.19
13	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	525	70,342.86	36,930,002	70,717.89	37,126,894	1.12
14	スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	2,113	13,789.83	29,137,930	16,963.35	35,843,563	1.08
15	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	12,677	2,717.32	34,447,516	2,817.18	35,713,489	1.08
16	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	719	42,820.62	30,788,028	49,617.63	35,675,080	1.08
17	スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	9,189	3,497.83	32,141,600	3,628.72	33,344,350	1.01
18	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,534	9,227.45	41,837,260	7,293.02	33,066,571	1.00
19	スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	4,418	7,505.83	33,160,783	7,459.07	32,954,202	1.00
20	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	3,516	10,065.67	35,390,900	9,136.68	32,124,569	0.97
21	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	3,184	9,388.48	29,892,930	10,087.10	32,117,330	0.97
22	フランス	株式	LVHM MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	351	107,933.44	37,884,638	89,293.17	31,341,905	0.95
23	スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	8,239	3,876.58	31,939,149	3,683.49	30,348,310	0.92
24	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	5,556	5,109.36	28,387,621	5,374.85	29,862,705	0.90
25	オランダ	株式	AKZO NOBEL	素材	2,321	9,024.93	20,946,868	12,205.28	28,328,474	0.86
26	オランダ	株式	DSM-FIRMENICH AG	素材	2,058	11,497.92	23,662,727	13,553.17	27,892,444	0.84
27	スウェーデン	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・娯楽	334	76,666.43	25,606,590	82,358.40	27,507,708	0.83
28	ドイツ	株式	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	金融サービス	4,871	5,801.87	28,260,933	5,272.74	25,683,536	0.78
29	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	1,876	13,146.58	24,662,993	13,536.47	25,394,419	0.77
30	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,490	16,130.14	24,033,910	17,036.16	25,383,881	0.77

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.56
		エネルギー	4.23
		素材	5.00
		資本財	15.29
		商業・専門サービス	2.29
		運輸	1.26
		自動車・自動車部品	0.70
		耐久消費財・アパレル	1.31
		消費者サービス	2.31
		メディア・娯楽	2.44

		一般消費財・サービス流通・小売り	3.06
		生活必需品流通・小売り	1.24
		食品・飲料・タバコ	5.18
		家庭用品・パーソナル用品	1.59
		ヘルスケア機器・サービス	1.44
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.96
		銀行	14.73
		金融サービス	3.02
		保険	4.60
		ソフトウェア・サービス	2.47
		電気通信サービス	1.73
		公益事業	5.53
		半導体・半導体製造装置	5.17
投資証券	—	—	1.06
合計			97.15

明治安田日本債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	社債券	第27回ルノー 円貨社債	1,100,000,000	99.30	1,092,377,000	99.19	1,091,101,000	2.17	2028/11/14	3.21
2	日本	社債券	楽天グループ ユーロ円債2 9／04／24	1,000,000,000	109.56	1,095,697,000	106.28	1,062,822,000	6	2029/4/24	3.12
3	日本	社債券	第7回ソフトバ ンクグループ無 担保社債（劣後 特約付）	900,000,000	99.47	895,282,200	99.06	891,564,300	4.556	2060/9/3	2.62
4	日本	国債証券	第484回利付 国債2年	839,000,000	100.07	839,609,310	100.06	839,545,350	1.4	2028/5/1	2.47
5	日本	国債証券	第90回利付国 債30年	859,000,000	98.83	848,975,600	97.04	833,590,780	3.7	2056/3/20	2.45
6	日本	国債証券	第185回利付 国債20年	1,035,000,000	72.27	747,994,500	70.85	733,318,200	1.1	2043/6/20	2.16
7	日本	国債証券	第71回利付国 債30年	1,450,000,000	51.78	750,890,250	49.53	718,228,500	0.7	2051/6/20	2.11
8	日本	社債券	第3回パナソ ニック無担保社 債（劣後特約 付）	800,000,000	89.57	716,620,800	89.14	713,145,600	1	2081/10/14	2.10
9	フランス	社債券	第9回ビー・ ビー・シー・ イー・エス・ エー円貨社債 （劣後特約付）	700,000,000	98.92	692,472,200	99.33	695,312,100	1.1	2031/12/16	2.04
10	日本	社債券	第2回武田薬品 工業無担保社債 （劣後特約付）	700,000,000	98.09	686,630,000	97.82	684,795,300	1.934	2084/6/25	2.01
11	日本	社債券	第1回住友化学 無担保社債（劣 後特約付）	700,000,000	94.62	662,340,000	94.78	663,482,400	1.3	2079/12/13	1.95
12	日本	国債証券	第196回利付 国債20年	662,000,000	101.00	668,675,060	98.02	648,938,740	3.4	2046/3/20	1.91
13	日本	国債証券	第183回利付 国債20年	775,000,000	77.52	600,782,750	75.68	586,589,750	1.4	2042/12/20	1.72

14	日本	国債証券	第171回利付 国債20年	830,000,000	71.98	597,461,000	69.40	576,044,900	0.3	2039/12/20	1.69
15	日本	社債券	第6回日本製鉄 無担保社債（劣 後特約付）	600,000,000	91.20	547,234,200	89.91	539,502,000	2.328	2064/6/13	1.59
16	日本	社債券	第1回楽天グ ループ無担保永 久社債（劣後特 約付）	500,000,000	100.79	503,971,900	100.22	501,129,500	4.691	9999/99/99	1.47
17	国際機関	特殊債券	第1回アフリカ 輸出入銀行円貨 債券	500,000,000	99.71	498,585,000	99.80	499,010,000	2.37	2026/11/20	1.47
18	日本	社債券	第90回東京電 力パワーグリッ ド無担保社債	500,000,000	100.00	500,000,000	98.20	491,010,000	4.143	2041/4/19	1.44
19	日本	特殊債券	第219回貸付 債権担保住宅金 融支援機構債券	579,696,000	88.55	513,320,808	82.49	478,197,027	2.02	2060/8/10	1.41
20	日本	社債券	第47回SBI ホールディング ス無担保社債	400,000,000	100.00	400,000,000	100.53	402,148,000	3.562	2034/6/2	1.18
21	日本	社債券	第2回三菱HC キャピタル無担 保社債（劣後特 約付）	400,000,000	100.00	400,000,000	100.00	400,000,000	0	2061/10/3	1.18
22	日本	国債証券	第189回利付 国債20年	503,000,000	81.15	408,209,710	79.48	399,814,580	1.9	2044/6/20	1.18
23	日本	国債証券	第193回利付 国債20年	463,000,000	88.59	410,186,550	86.15	398,906,910	2.5	2045/6/20	1.17
24	日本	社債券	第3回ENEOS ホールディング ス無担保社債 （劣後特約付）	500,000,000	78.91	394,588,500	76.84	384,222,000	1.31	2081/6/15	1.13
25	日本	国債証券	第180回利付 国債20年	550,000,000	70.98	390,414,400	69.72	383,504,000	0.8	2042/3/20	1.13
26	日本	国債証券	第176回利付 国債20年	553,000,000	69.73	385,606,900	68.48	378,694,400	0.5	2041/3/20	1.11
27	日本	社債券	第18回光通信 無担保社債	400,000,000	89.18	356,736,000	87.99	351,980,000	1.79	2033/3/23	1.03
28	日本	国債証券	第181回利付 国債20年	465,000,000	71.73	333,586,350	70.41	327,443,700	0.9	2042/6/20	0.96
29	日本	国債証券	第373回利付 国債10年	365,000,000	88.23	322,050,450	88.23	322,061,400	0.6	2033/12/20	0.95
30	日本	社債券	第62回電源開 発無担保社債	400,000,000	79.89	319,580,000	77.80	311,200,000	0.805	2036/10/20	0.91

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	38.09
地方債証券	1.14
特殊債券	6.62
社債券	52.47
合計	98.32

明治安田外国債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	3,120,000	2,491.04	77,720,461	2,495.52	77,860,422	2.52	2033/8/25	5.74
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	472,000	15,891.98	75,010,154	15,718.59	74,191,760	3.75	2030/5/31	5.47

3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	410,000	16,546.64	67,841,239	16,260.27	66,667,107	4.625	2031/4/30	4.92
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	530,000	11,827.87	62,687,713	11,647.92	61,733,988	3	2048/2/15	4.55
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	390,000	15,576.01	60,746,456	15,677.50	61,142,253	4	2033/1/31	4.51
6	イタリア	国債証券	BTPS 0.95%	310,000	16,295.37	50,515,673	16,325.08	50,607,760	0.95	2032/6/1	3.73
7	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%	2,040,000	2,429.27	49,557,212	2,426.92	49,509,238	2.55	2028/10/15	3.65
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	300,000	16,129.93	48,389,808	15,844.36	47,533,087	4.125	2032/5/31	3.50
9	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 3.25%	200,000	19,576.30	39,152,610	19,861.32	39,722,648	3.25	2033/1/31	2.93
10	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	206,000	15,372.60	31,667,562	15,426.48	31,778,568	0	2032/5/25	2.34
11	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000	15,993.75	31,987,505	15,872.15	31,744,304	4.379	2028/4/12	2.34
12	フィンランド	社債券	NORDEA BANK AB 4.625%	200,000	15,873.65	31,747,300	15,738.16	31,476,337	4.625	2033/9/13	2.32
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	199,000	15,845.60	31,532,758	15,509.39	30,863,693	3.875	2033/8/15	2.28
14	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	160,000	19,119.26	30,590,827	19,054.28	30,486,857	3.85	2034/7/1	2.25
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	250,000	12,447.61	31,119,029	12,163.44	30,408,623	2.875	2043/5/15	2.24
16	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.125%	140,000	21,262.84	29,767,984	21,333.56	29,866,991	4.125	2029/7/22	2.20
17	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.125%	122,000	21,402.14	26,110,612	21,164.26	25,820,407	4.125	2031/3/7	1.90
18	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4%	120,000	20,392.89	24,471,473	20,210.01	24,252,023	4	2037/1/4	1.79
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	150,000	15,943.78	23,915,672	15,895.41	23,843,124	3.875	2028/3/31	1.76
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	140,000	15,740.47	22,036,665	15,531.80	21,744,531	4.125	2036/2/15	1.60
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	120,000	16,447.45	19,736,945	16,232.87	19,479,450	4.875	2028/10/31	1.44
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5%	105,000	18,374.77	19,293,509	18,456.46	19,379,284	3.5	2035/11/25	1.43
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	120,000	15,968.80	19,162,563	15,948.19	19,137,833	0	2032/2/15	1.41
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	193,000	10,207.18	19,699,867	9,872.21	19,053,380	2.375	2051/5/15	1.40
25	オランダ	社債券	ING GROEP NV 4.375%	100,000	18,959.59	18,959,599	18,842.63	18,842,633	4.375	2034/8/15	1.39
26	アメリカ	社債券	ALPHABET INC 3.625%	100,000	18,610.18	18,610,187	18,653.26	18,653,260	3.625	2034/5/11	1.38
27	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	110,000	16,250.63	17,875,697	16,433.69	18,077,064	0	2031/2/15	1.33
28	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3%	100,000	17,660.87	17,660,871	17,884.62	17,884,628	3	2034/11/25	1.32
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	110,000	15,934.02	17,527,422	16,109.59	17,720,556	4.5	2036/2/15	1.31
30	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY 3.591%	100,000	15,789.17	15,789,173	15,758.88	15,758,889	3.591	2028/7/22	1.16

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	87.30
社債券	9.53
合計	96.82

②投資不動産物件

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ商業 取引所	SP500 MIC EM	買建	17	米ドル	633,908.54	101,038,682	644,448.75	102,718,686	1.21

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	EURO STOXX50	買建	7	ユーロ	413,774.28	76,821,333	424,270	78,769,968	2.38

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	売建	38,000.00	7,048,126	7,054,160	△0.21

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	125,000.00	19,850,974	19,876,937	1.46
	メキシコペソ	買建	2,869,000.00	26,288,964	26,271,719	1.93
	ユーロ	買建	71,000.00	13,162,679	13,166,403	0.97

スウェーデンクローナ	買建	1,153,000.00	19,676,982	19,844,628	1.46
ノルウェークローネ	買建	770,000.00	13,213,585	13,219,129	0.97
ポーランドズロチ	買建	602,000.00	26,257,614	26,367,961	1.94
オーストラリアドル	買建	231,000.00	26,247,606	26,285,259	1.93
ニュージーランドドル	買建	141,000.00	13,101,720	13,345,734	0.98
人民元	買建	1,728,000.00	40,383,360	40,623,724	2.99
米ドル	売建	83,000.00	13,197,622	13,198,286	△0.97
カナダドル	売建	171,000.00	19,680,219	19,743,762	△1.45
ユーロ	売建	178,000.00	32,906,385	33,008,729	△2.43
イギリスポンド	売建	429,000.00	91,399,453	91,722,346	△6.76
スウェーデンクローナ	売建	1,158,000.00	19,842,180	19,930,684	△1.46
人民元	売建	1,967,000.00	46,164,723	46,241,219	△3.40

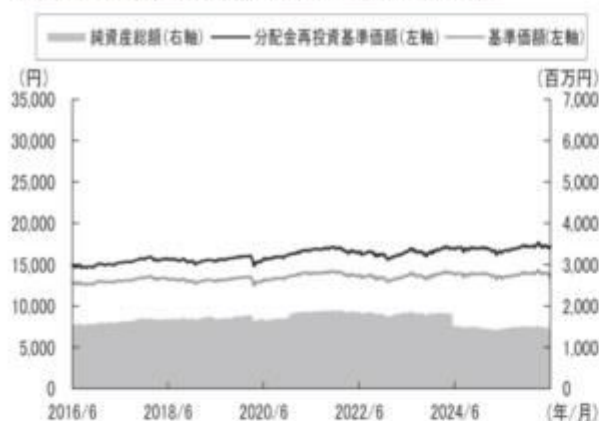
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

《参考情報》

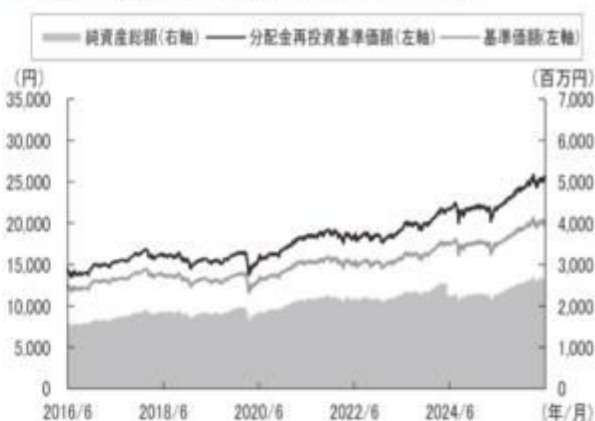
以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

基準価額・純資産の推移

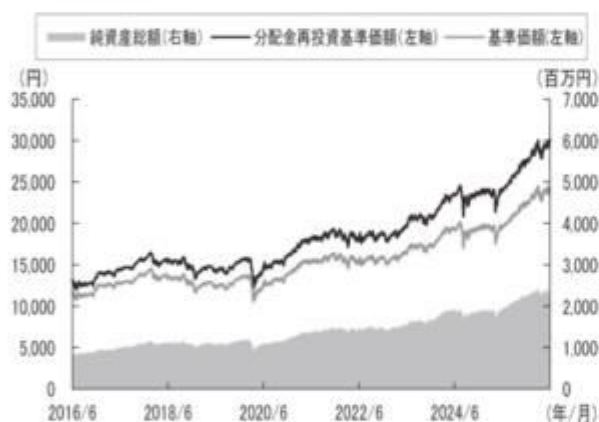
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	13,764 円	20,109 円	24,132 円
純資産総額	1,427 百万円	2,654 百万円	2,347 百万円

分配の推移

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2026 年 5 月	210 円	380 円	440 円
2025 年 5 月	110 円	120 円	120 円
2024 年 5 月	130 円	250 円	300 円
2023 年 5 月	40 円	200 円	250 円
2022 年 5 月	30 円	50 円	50 円
設定来累計	2,660 円	3,150 円	3,020 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入れ比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

◆明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	15.18
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.53
明治安田欧州株式マザーファンド	2.51
明治安田日本債券マザーファンド	62.04
明治安田外国債券マザーファンド	15.03
その他の資産（負債控除後）	2.71
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	30.27
明治安田アメリカ株式マザーファンド	10.05
明治安田欧州株式マザーファンド	9.99
明治安田日本債券マザーファンド	31.80
明治安田外国債券マザーファンド	14.93
その他の資産（負債控除後）	2.96
合計（純資産総額）	100.00

◆明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	40.27
明治安田アメリカ株式マザーファンド	15.04
明治安田欧州株式マザーファンド	14.95
明治安田日本債券マザーファンド	16.83
明治安田外国債券マザーファンド	9.92
その他の資産（負債控除後）	2.98
合計（純資産総額）	100.00

組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.54
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.34
3	三菱商事	卸売業	2.72
4	三井物産	卸売業	2.65
5	トヨタ自動車	輸送用機器	2.64
6	三菱電機	電気機器	2.46
7	日立製作所	電気機器	2.40
8	大塚ホールディングス	医薬品	2.40
9	信越化学工業	化学	2.21
10	村田製作所	電気機器	2.20

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.32
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.96
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.61
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.44
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	3.21
6	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.17
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.75
8	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.34
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	2.33
10	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.28

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	4.42
2	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	2.15
3	ROCHE HOLDING AG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.03
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.02
5	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.99
6	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.78
7	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1.73
8	SIEMENS AG-REG	ドイツ	資本財	1.68
9	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	1.35
10	BANCO SANTANDER SA	スペイン	銀行	1.27

【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第 27 回ルノー円貨社債	2.17	2028 年 11 月 14 日	社債券	3.21
2	楽天グループユーロ円債 29/04/24	6	2029 年 4 月 24 日	社債券	3.12
3	第 7 回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）*	4.556	2030 年 9 月 4 日	社債券	2.62
4	第 484 回利付国債 2 年	1.4	2028 年 5 月 1 日	国債証券	2.47
5	第 90 回利付国債 30 年	3.7	2056 年 3 月 20 日	国債証券	2.45
6	第 185 回利付国債 20 年	1.1	2043 年 6 月 20 日	国債証券	2.16
7	第 71 回利付国債 30 年	0.7	2051 年 6 月 20 日	国債証券	2.11
8	第 3 回パナソニック無担保社債（劣後特約付）*	1	2031 年 10 月 14 日	社債券	2.10
9	第 9 回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）*	1.1	2026 年 12 月 16 日	社債券	2.04
10	第 2 回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）*	1.934	2029 年 6 月 25 日	社債券	2.01

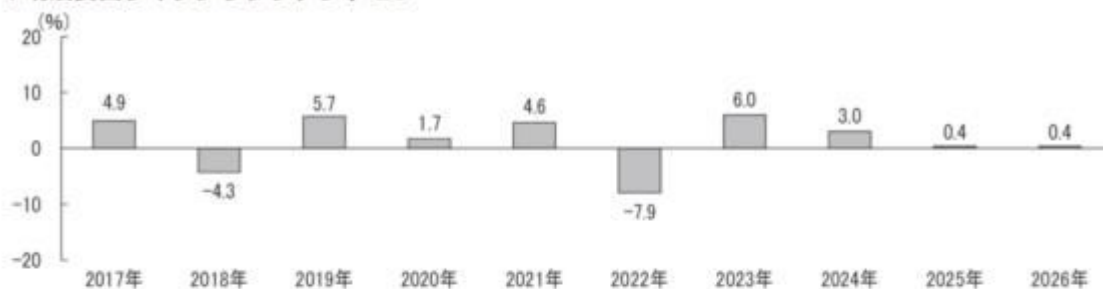
* 繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券マザーファンド】

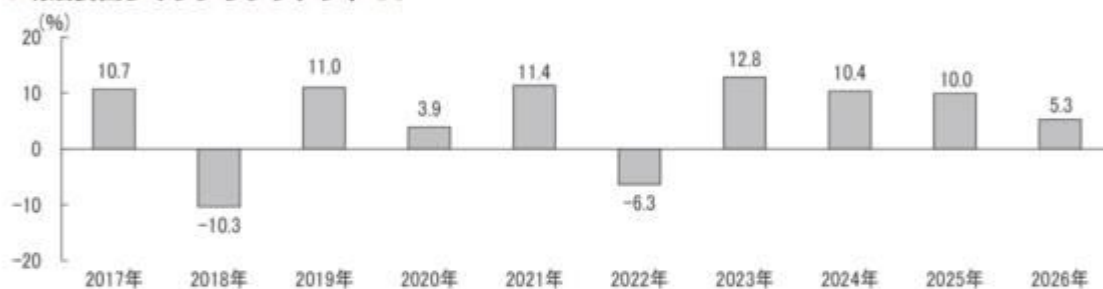
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	比率 (%)
1	CHINA GOVT BOND 2.52%	2.52	2033 年 8 月 25 日	中国	国債証券	5.74
2	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030 年 5 月 31 日	アメリカ	国債証券	5.47
3	US TREASURY N/B 4.625%	4.625	2031 年 4 月 30 日	アメリカ	国債証券	4.92
4	US TREASURY N/B 3%	3	2048 年 2 月 15 日	アメリカ	国債証券	4.55
5	US TREASURY N/B 4%	4	2033 年 1 月 31 日	アメリカ	国債証券	4.51
6	BTPS 0.95%	0.95	2032 年 6 月 1 日	イタリア	国債証券	3.73
7	CHINA GOVT BOND 2.55%	2.55	2028 年 10 月 15 日	中国	国債証券	3.65
8	US TREASURY N/B 4.125%	4.125	2032 年 5 月 31 日	アメリカ	国債証券	3.50
9	UK TSY GILT 3.25%	3.25	2033 年 1 月 31 日	イギリス	国債証券	2.93
10	FRANCE O.A.T. 0%	0	2032 年 5 月 25 日	フランス	国債証券	2.34

年間収益率の推移（暦年ベース）

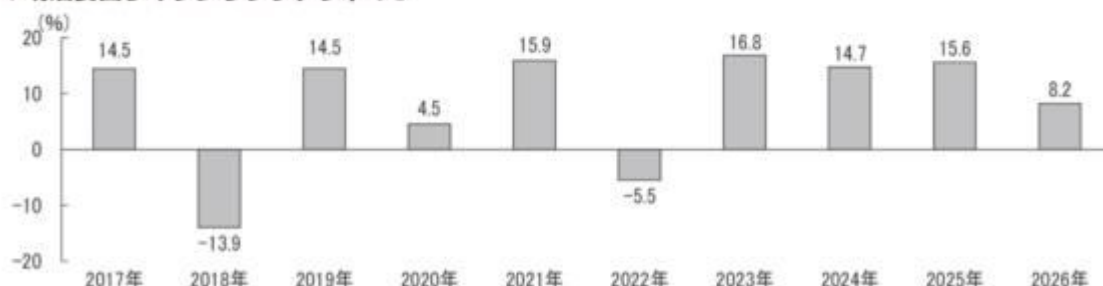
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2026年は5月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）

および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（３）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（４）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチング※が可能です。

※スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

■確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしてください。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時

間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

（３）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： https://www.myam.co.jp/
--

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されます。

■組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

株 式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年５月21日から翌年５月20日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

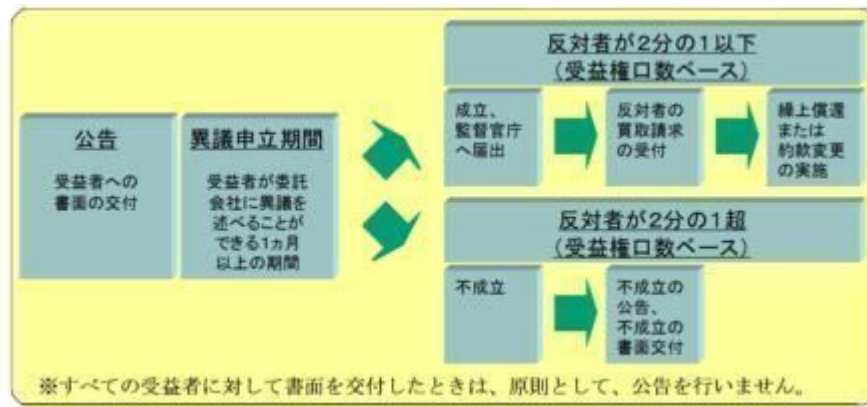
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

④運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑤公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、原則と

して税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

- ③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。
- ④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（４）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2025年5月21日から2026年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田ライフプランファンド２０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,369,230	74,227,355
親投資信託受益証券	1,379,997,797	1,336,558,424
未収入金	460,000	31,900,000
未収利息	763	1,430
流動資産合計	1,441,827,790	1,442,687,209
資産合計	1,441,827,790	1,442,687,209
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,743,228	21,470,950
未払解約金	384,345	33,161,823
未払受託者報酬	393,935	406,995
未払委託者報酬	6,358,121	6,568,788
その他未払費用	31,455	32,499
流動負債合計	18,911,084	61,641,055
負債合計	18,911,084	61,641,055
純資産の部		
元本等		
元本	1,067,566,229	1,022,426,204
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	355,350,477	358,619,950
（分配準備積立金）	112,468,628	98,112,052
元本等合計	1,422,916,706	1,381,046,154
純資産合計	1,422,916,706	1,381,046,154
負債純資産合計	1,441,827,790	1,442,687,209

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
営業収益		
受取利息	122,035	270,730
有価証券売買等損益	△32,665,460	56,830,627
営業収益合計	△32,543,425	57,101,357
営業費用		
受託者報酬	807,580	817,403
委託者報酬	13,111,925	13,192,657
その他費用	64,485	65,263
営業費用合計	13,983,990	14,075,323
営業利益又は営業損失（△）	△46,527,415	43,026,034
経常利益又は経常損失（△）	△46,527,415	43,026,034
当期純利益又は当期純損失（△）	△46,527,415	43,026,034
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△939,747	7,353,500
期首剰余金又は期首欠損金（△）	422,277,387	355,350,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	51,182,537	37,003,018
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	51,182,537	37,003,018
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,778,551	47,935,129
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,778,551	47,935,129
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	11,743,228	21,470,950
期末剰余金又は期末欠損金（△）	355,350,477	358,619,950

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2.費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
3.その他	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は2025年 5月21日から2026年 5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 2025年 5月20日現在		第26期 2026年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,067,566,229口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,022,426,204口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3329円 (13,329円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3508円 (13,508円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日		第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% 上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	12,232,684円	A 費用控除後の配当等収益額	21,247,080円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	351,799,320円	C 収益調整金額	346,561,920円
D 分配準備積立金額	111,979,172円	D 分配準備積立金額	98,335,922円
E 当ファンドの分配対象収益額	476,011,176円	E 当ファンドの分配対象収益額	466,144,922円
F 当ファンドの期末残存口数	1,067,566,229口	F 当ファンドの期末残存口数	1,022,426,204口
G 10,000口当たり収益分配対象額	4,458円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,559円
H 10,000口当たり分配金額	110円	H 10,000口当たり分配金額	210円
I 収益分配金金額	11,743,228円	I 収益分配金金額	21,470,950円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△35,351,999	29,946,230
合計	△35,351,999	29,946,230

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
期首元本額	1,089,231,055円	1,067,566,229円
期中追加設定元本額	135,135,592円	97,838,735円
期中一部解約元本額	156,800,418円	142,978,760円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	59,141,571	204,340,041	
	明治安田日本債券マザーファンド	686,876,997	855,917,425	
	明治安田欧州株式マザーファンド	6,384,303	34,921,498	
	明治安田外国債券マザーファンド	50,951,737	207,062,763	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	3,037,064	34,316,697	
合 計		806,391,672	1,336,558,424	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド５０】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,858,606	145,096,601
親投資信託受益証券	2,185,780,146	2,456,874,712
未収入金	560,000	56,080,000
未収利息	1,205	2,796
流動資産合計	2,283,199,957	2,658,054,109
資産合計	2,283,199,957	2,658,054,109
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,583,956	49,102,079
未払解約金	551,640	59,397,858
未払受託者報酬	864,377	1,003,235
未払委託者報酬	12,718,563	14,761,910
その他未払費用	74,023	85,932
流動負債合計	29,792,559	124,351,014
負債合計	29,792,559	124,351,014
純資産の部		
元本等		
元本	1,298,663,021	1,292,159,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	954,744,377	1,241,543,121
（分配準備積立金）	529,945,145	727,943,013
元本等合計	2,253,407,398	2,533,703,095
純資産合計	2,253,407,398	2,533,703,095
負債純資産合計	2,283,199,957	2,658,054,109

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
営業収益		
受取利息	193,881	469,619
有価証券売買等損益	21,092,243	378,244,566
営業収益合計	21,286,124	378,714,185
営業費用		
受託者報酬	1,734,004	1,939,736
委託者報酬	25,961,213	28,541,770
その他費用	148,502	166,141
営業費用合計	27,843,719	30,647,647
営業利益又は営業損失（△）	△6,557,595	348,066,538
経常利益又は経常損失（△）	△6,557,595	348,066,538
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,557,595	348,066,538
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,918,629	27,741,217
期首剰余金又は期首欠損金（△）	954,184,022	954,744,377
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,707,550	121,398,236
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,707,550	121,398,236
剰余金減少額又は欠損金増加額	101,924,273	105,822,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	101,924,273	105,822,734
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	15,583,956	49,102,079
期末剰余金又は期末欠損金（△）	954,744,377	1,241,543,121

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2.費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準
3.その他	約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は2025年 5月21日から2026年 5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 2025年 5月20日現在		第26期 2026年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,298,663,021口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,292,159,974口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7352円 (17,352円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9608円 (19,608円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日		第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% 上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	16,559,595円	A 費用控除後の配当等収益額	49,024,874円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	252,269,756円
C 収益調整金額	729,135,886円	C 収益調整金額	777,515,394円
D 分配準備積立金額	528,969,506円	D 分配準備積立金額	475,750,462円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,274,664,987円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,554,560,486円
F 当ファンドの期末残存口数	1,298,663,021口	F 当ファンドの期末残存口数	1,292,159,974口
G 10,000口当たり収益分配対象額	9,815円	G 10,000口当たり収益分配対象額	12,030円
H 10,000口当たり分配金額	120円	H 10,000口当たり分配金額	380円
I 収益分配金金額	15,583,956円	I 収益分配金金額	49,102,079円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,916,803	308,997,296
合計	15,916,803	308,997,296

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
期首元本額	1,269,125,533円	1,298,663,021円
期中追加設定元本額	165,178,978円	135,801,400円
期中一部解約元本額	135,641,490円	142,304,447円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	217,819,154	752,586,958	
	明治安田日本債券マザーファンド	652,386,580	812,938,917	
	明治安田欧州株式マザーファンド	47,033,096	257,266,331	
	明治安田外国債券マザーファンド	93,824,877	381,294,917	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	22,371,969	252,787,589	
合 計		1,033,435,676	2,456,874,712	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【明治安田ライフプランファンド70】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,150,356	130,807,716
親投資信託受益証券	1,843,705,384	2,164,649,557
未収入金	740,000	80,390,000
未収利息	1,009	2,520
流動資産合計	1,925,596,749	2,375,849,793
資産合計	1,925,596,749	2,375,849,793
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,699,332	41,925,343
未払解約金	1,059,670	85,301,664
未払受託者報酬	819,275	1,017,169
未払委託者報酬	11,623,428	14,431,061
その他未払費用	102,353	127,095
流動負債合計	25,304,058	142,802,332
負債合計	25,304,058	142,802,332
純資産の部		
元本等		
元本	974,944,375	952,848,713
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	925,348,316	1,280,198,748
（分配準備積立金）	497,655,638	768,584,293
元本等合計	1,900,292,691	2,233,047,461
純資産合計	1,900,292,691	2,233,047,461
負債純資産合計	1,925,596,749	2,375,849,793

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
営業収益		
受取利息	162,385	419,477
有価証券売買等損益	54,226,139	468,384,173
営業収益合計	54,388,524	468,803,650
営業費用		
受託者報酬	1,635,256	1,942,320
委託者報酬	23,752,108	27,556,534
その他費用	204,283	242,675
営業費用合計	25,591,647	29,741,529
営業利益又は営業損失（△）	28,796,877	439,062,121
経常利益又は経常損失（△）	28,796,877	439,062,121
当期純利益又は当期純損失（△）	28,796,877	439,062,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,202,870	50,263,706
期首剰余金又は期首欠損金（△）	911,065,286	925,348,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	128,253,040	166,731,303
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	128,253,040	166,731,303
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,270,425	158,753,943
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	132,270,425	158,753,943
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	11,699,332	41,925,343
期末剰余金又は期末欠損金（△）	925,348,316	1,280,198,748

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2.費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
3.その他	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は2025年 5月21日から2026年 5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 2025年 5月20日現在		第26期 2026年 5月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	974,944,375口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	952,848,713口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9491円 (19,491円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.3435円 (23,435円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日		第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マ ザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% 上記、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。	
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	20,332,404円	A 費用控除後の配当等収益額	42,358,411円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	9,667,343円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	346,440,004円
C 収益調整金額	794,172,087円	C 収益調整金額	841,414,401円
D 分配準備積立金額	479,355,223円	D 分配準備積立金額	421,711,221円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,303,527,057円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,651,924,037円
F 当ファンドの期末残存口数	974,944,375口	F 当ファンドの期末残存口数	952,848,713口
G 10,000口当たり収益分配対象額	13,370円	G 10,000口当たり収益分配対象額	17,336円
H 10,000口当たり分配金額	120円	H 10,000口当たり分配金額	440円
I 収益分配金金額	11,699,332円	I 収益分配金金額	41,925,343円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第25期 2025年 5月20日現在	第26期 2026年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,345,948	392,410,285
合計	49,345,948	392,410,285

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第25期 自 2024年 5月21日 至 2025年 5月20日	第26期 自 2025年 5月21日 至 2026年 5月20日
期首元本額	978,627,320円	974,944,375円
期中追加設定元本額	138,436,140円	142,281,522円
期中一部解約元本額	142,119,085円	164,377,184円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	255,961,254	884,371,728	
	明治安田日本債券マザーファンド	306,524,700	381,960,428	
	明治安田欧州株式マザーファンド	62,124,780	339,816,334	
	明治安田外国債券マザーファンド	55,121,508	224,008,296	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	29,602,964	334,492,771	
合 計		709,335,206	2,164,649,557	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	51,781,616
株式	5,325,967,620
未収入金	236,356,627
未収配当金	60,635,217
未収利息	997
流動資産合計	5,674,742,077
資産合計	5,674,742,077
負債の部	
流動負債	
未払金	170,999,282
未払解約金	60,810,000
流動負債合計	231,809,282
負債合計	231,809,282
純資産の部	
元本等	
元本	1,575,319,198
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,867,613,597
元本等合計	5,442,932,795
純資産合計	5,442,932,795
負債純資産合計	5,674,742,077

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 株式

2.費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （１）受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
--------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2026年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	1,905,290,612円
期末元本額	1,575,319,198円
期中追加設定元本額	101,325,921円
期中一部解約元本額	431,297,335円
元本の内訳※	
明治安田日本株式ファンド	502,261,576円
明治安田ライフプランファンド20	59,141,571円
明治安田ライフプランファンド50	217,819,154円
明治安田ライフプランファンド70	255,961,254円
資産形成ファンド	524,104,289円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	2,947,371円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,588,124円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	9,495,859円
2. 1口当たり純資産額	3.4551円
(10,000口当たり純資産額)	(34,551円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	12,100	3,990.00	48,279,000	
鹿島建設	6,800	5,567.00	37,855,600	
東鉄工業	2,800	4,395.00	12,306,000	
エクシオグループ	17,300	2,785.00	48,180,500	
日揮ホールディングス	13,300	2,648.00	35,218,400	
サッポロホールディングス	7,400	1,654.50	12,243,300	
味の素	3,400	5,068.00	17,231,200	
東洋水産	4,700	11,065.00	52,005,500	
日本製紙	22,700	1,397.00	31,711,900	
レンゴー	12,000	1,392.00	16,704,000	
レゾナック・ホールディングス	1,600	15,910.00	25,456,000	
デンカ	2,500	3,857.00	9,642,500	
信越化学工業	10,800	6,845.00	73,926,000	
東京応化工業	2,300	9,944.00	22,871,200	
塩野義製薬	26,600	3,035.00	80,731,000	
大塚ホールディングス	7,700	11,405.00	87,818,500	
ENEOSホールディングス	13,900	1,313.50	18,257,650	

TOYO TIRE	6,300	3,566.00	22,465,800	
日東紡績	500	21,090.00	10,545,000	
AGC	8,600	6,049.00	52,021,400	
日本特殊陶業	5,500	9,346.00	51,403,000	
ニチアス	1,900	3,260.00	6,194,000	
新日本電工	38,000	475.00	18,050,000	
三菱マテリアル	7,300	4,786.00	34,937,800	
住友金属鉱山	3,900	8,980.00	35,022,000	
DOWAホールディングス	5,700	10,125.00	57,712,500	
UACJ	3,800	3,030.00	11,514,000	
古河電気工業	900	50,860.00	45,774,000	
日本発條	3,200	3,113.00	9,961,600	
FUJ I	7,300	7,220.00	52,706,000	
ナブテスコ	7,300	4,970.00	36,281,000	
小松製作所	7,900	6,190.00	48,901,000	
クボタ	15,400	2,662.50	41,002,500	
ダイフク	5,200	6,746.00	35,079,200	
THK	4,500	6,867.00	30,901,500	
三菱重工業	9,000	4,024.00	36,216,000	
キオクシアホールディングス	700	51,290.00	35,903,000	
日立製作所	15,500	4,908.00	76,074,000	
三菱電機	19,400	5,747.00	111,491,800	
富士電機	4,000	14,065.00	56,260,000	
安川電機	6,600	6,076.00	40,101,600	
マブチモーター	24,300	1,541.50	37,458,450	
日本電気	14,200	4,140.00	58,788,000	
富士通	19,500	3,263.00	63,628,500	
沖電気工業	10,700	2,890.00	30,923,000	
アルバック	2,400	8,905.00	21,372,000	
パナソニック ホールディングス	20,800	3,207.00	66,705,600	
ソニーグループ	19,700	3,606.00	71,038,200	
TDK	14,500	2,943.00	42,673,500	
アドバンテスト	1,400	25,625.00	35,875,000	
ファナック	5,900	7,322.00	43,199,800	
ローム	6,500	4,185.00	27,202,500	
京セラ	13,500	2,921.00	39,433,500	
村田製作所	13,700	6,164.00	84,446,800	
東京エレクトロン	2,000	46,100.00	92,200,000	
川崎重工業	14,500	2,809.00	40,730,500	
日産自動車	124,700	356.60	44,468,020	
いすゞ自動車	10,600	2,204.50	23,367,700	
トヨタ自動車	49,200	2,942.00	144,746,400	

リガク・ホールディングス	10,100	2,375.00	23,987,500	
東京精密	1,600	15,630.00	25,008,000	
HOYA	900	26,500.00	23,850,000	
フルヤ金属	1,400	9,490.00	13,286,000	
TOPPANホールディングス	4,600	4,365.00	20,079,000	
アシックス	12,700	4,370.00	55,499,000	
オカムラ	8,200	2,298.00	18,843,600	
九州電力	17,500	1,694.50	29,653,750	
大阪瓦斯	4,000	5,760.00	23,040,000	
東海旅客鉄道	12,700	3,550.00	45,085,000	
東京地下鉄	58,500	1,536.00	89,856,000	
日本郵船	2,200	5,610.00	12,342,000	
日鉄ソリューションズ	13,000	3,548.00	46,124,000	
野村総合研究所	8,900	4,735.00	42,141,500	
トレンドマイクロ	10,500	5,944.00	62,412,000	
N T T	696,100	156.50	108,939,650	
コナミグループ	1,800	20,220.00	36,396,000	
ソフトバンクグループ	16,500	5,039.00	83,143,500	
円谷フィールズホールディングス	14,400	1,433.00	20,635,200	
マクニカホールディングス	11,500	3,057.00	35,155,500	
三井物産	28,400	5,804.00	164,833,600	
住友商事	13,100	7,011.00	91,844,100	
三菱商事	30,400	5,436.00	165,254,400	
キャノンマーケティングジャパン	6,300	3,754.00	23,650,200	
セブン&アイ・ホールディングス	34,000	1,943.50	66,079,000	
丸井グループ	16,800	2,843.50	47,770,800	
ケーズホールディングス	15,600	2,069.00	32,276,400	
パローホールディングス	11,000	3,705.00	40,755,000	
ファーストリテイリング	500	74,740.00	37,370,000	
しずおかフィナンシャルグループ	18,800	2,972.00	55,873,600	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	8,300	3,087.00	25,622,100	
楽天銀行	3,900	6,480.00	25,272,000	
横浜フィナンシャルグループ	43,500	1,653.00	71,905,500	
おきなわフィナンシャルグループ	3,700	6,210.00	22,977,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	85,900	3,030.00	260,277,000	
りそなホールディングス	14,600	2,028.50	29,616,100	
三井住友フィナンシャルグループ	32,500	5,882.00	191,165,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,900	6,677.00	19,363,300	
山陰合同銀行	6,700	2,014.00	13,493,800	
かんぽ生命保険	13,400	1,529.00	20,488,600	
SOMPOホールディングス	7,800	6,238.00	48,656,400	
東京海上ホールディングス	13,900	7,817.00	108,656,300	

オリックス	16,800	6,052.00	101,673,600	
オープンハウスグループ	3,700	8,609.00	31,853,300	
東京建物	10,400	3,124.00	32,489,600	
住友不動産	11,300	3,748.00	42,352,400	
博報堂D Yホールディングス	20,000	1,203.00	24,060,000	
ラウンドワン	60,400	880.00	53,152,000	
リクルートホールディングス	8,300	9,653.00	80,119,900	
日本郵政	12,500	2,110.00	26,375,000	
合 計	2,186,900		5,325,967,620	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	17,894,339
コール・ローン	54,589,238
株式	7,909,665,425
投資証券	152,522,747
未収配当金	4,617,495
未収利息	1,052
差入委託証拠金	44,247,897
流動資産合計	8,183,538,193
資産合計	8,183,538,193
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	408,335
未払解約金	32,470,000
流動負債合計	32,878,335
負債合計	32,878,335
純資産の部	
元本等	
元本	721,342,253
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,429,317,605
元本等合計	8,150,659,858
純資産合計	8,150,659,858
負債純資産合計	8,183,538,193

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

	（２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 （３）先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。 （４）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
２．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
３．費用・収益の計上基準	（１）受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （３）派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （４）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2026年 5月20日現在	
１． 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	648,663,694円
期末元本額	721,342,253円
期中追加設定元本額	177,839,980円
期中一部解約元本額	105,161,421円
元本の内訳※	
明治安田アメリカ株式ファンド	436,345,772円
明治安田ライフプランファンド２０	3,037,064円
明治安田ライフプランファンド５０	22,371,969円
明治安田ライフプランファンド７０	29,602,964円
フコク株２５大河	11,445,115円
フコク株５０大河	33,841,798円
フコク株７５大河	60,546,033円
資産形成ファンド	113,960,001円
明治安田ＶＡアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,528,794円
明治安田ＶＡライフプランファンド２０（適格機関投資家専用）	153,511円
明治安田ＶＡライフプランファンド５０（適格機関投資家専用）	373,892円
明治安田ＶＡライフプランファンド７０（適格機関投資家専用）	1,135,340円
２． １口当たり純資産額	11.2993円
（10,000口当たり純資産額）	(112,993円)

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	910	197.25	179,497.50	
	CONOCOPHILLIPS	160	125.11	20,017.60	
	DEVON ENERGY CORP	4,049	49.69	201,194.81	

EOG RESOURCES INC	1,110	144.30	160,173.00
EXPAND ENERGY CORP	210	100.89	21,186.90
EXXON MOBIL CORP	2,724	162.55	442,786.20
KINDER MORGAN INC	910	34.31	31,222.10
MARATHON PETROLEUM CORP	1,090	263.02	286,691.80
ONEOK INC	320	95.24	30,476.80
TARGA RESOURCES CORP	980	276.20	270,676.00
WILLIAMS COS INC	1,440	79.40	114,336.00
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	50	291.77	14,588.50
AMCOR PLC	540	36.69	19,812.60
BALL CORP	3,640	55.11	200,600.40
CRH PLC	200	98.54	19,708.00
ECOLAB INC	388	245.73	95,343.24
FREPORT-MCMORAN INC	440	58.70	25,828.00
INTERNATIONAL PAPER CO	520	29.38	15,277.60
LINDE PLC	636	506.07	321,860.52
NEWMONT GOLDCORP CORP	2,590	105.09	272,183.10
3M CO	130	149.36	19,416.80
ALLEGION PLC	130	126.16	16,400.80
BOEING CO/THE	90	215.01	19,350.90
CATERPILLAR INC	186	860.15	159,987.90
COMFORT SYSTEMS USA INC	76	1,825.50	138,738.00
DEERE & CO	56	558.07	31,251.92
EATON CORP PLC	710	371.88	264,034.80
EMERSON ELECTRIC CO	180	130.65	23,517.00
FASTENAL CO	510	43.57	22,220.70
FORTIVE CORP	2,300	58.20	133,860.00
GE AEROSPACE	370	285.28	105,553.60
GE VERNOVA INC	421	1,011.80	425,967.80
GENERAL DYNAMICS CORP	772	340.14	262,588.08
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	100	217.15	21,715.00
HOWMET AEROSPACE INC	550	253.12	139,216.00
IDEX CORP	160	205.15	32,824.00
ILLINOIS TOOL WORKS	594	247.37	146,937.78
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	72	308.15	22,186.80
LOCKHEED MARTIN CORP	454	526.63	239,090.02
NORTHROP GRUMMAN CORP	34	556.34	18,915.56
OTIS WORLDWIDE CORP	180	70.94	12,769.20
ROCKWELL AUTOMATION INC	84	422.29	35,472.36
RTX CORP	1,990	174.49	347,235.10
SMITH (A.O.)CORP	380	55.95	21,261.00
SNAP-ON INC	70	359.95	25,196.50

VERTIV HOLDINGS CO-A	872	322.63	281,333.36	
XYLEM INC	740	106.34	78,691.60	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,090	220.44	240,279.60	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	120	149.43	17,931.60	
PAYCHEX INC	1,990	94.48	188,015.20	
VERALTO CORP	1,820	86.47	157,375.40	
WASTE MANAGEMENT INC	110	222.34	24,457.40	
CSX CORP	5,640	46.08	259,891.20	
HUNT (JB) TRANSPORT SERVICES INC	920	256.53	236,007.60	
SOUTHWEST AIRLINES CO	990	37.35	36,976.50	
UNION PACIFIC CORP	550	271.56	149,358.00	
FORD MOTOR CO	2,070	13.06	27,034.20	
TESLA INC	2,802	404.11	1,132,316.22	
NVR INC	3	5,773.52	17,320.56	
RALPH LAUREN CORP	392	320.69	125,710.48	
AIRBNB INC-CLASS A	1,580	131.16	207,232.80	
BOOKING HOLDINGS INC	1,200	154.54	185,448.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	760	33.04	25,110.40	
DOMINO'S PIZZA INC	40	312.75	12,510.00	
DOORDASH INC - A	148	154.65	22,888.20	
MCDONALD'S CORP	611	280.80	171,568.80	
STARBUCKS CORP	770	106.38	81,912.60	
ALPHABET INC-CL A	4,368	387.66	1,693,298.88	
ALPHABET INC-CL C	3,779	384.90	1,454,537.10	
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,959	602.61	1,180,512.99	
NETFLIX INC	5,245	89.33	468,535.85	
OMNICOM GROUP	760	71.83	54,590.80	
WALT DISNEY CO/THE	400	102.29	40,916.00	
AMAZON.COM INC	8,601	259.34	2,230,583.34	
GENUINE PARTS CO	190	92.47	17,569.30	
HOME DEPOT INC	341	302.44	103,132.04	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	285	91.92	26,197.20	
ROSS STORES INC	1,160	212.68	246,708.80	
TJX COMPANIES INC	2,210	150.68	333,002.80	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	530	31.14	16,504.20	
ULTA BEAUTY INC	64	481.56	30,819.84	
WILLIAMS-SONOMA INC	120	171.76	20,611.20	
COSTCO WHOLESALE CORP	345	1,094.32	377,540.40	
DOLLAR GENERAL CORP	180	103.48	18,626.40	
DOLLAR TREE INC	200	90.61	18,122.00	
TARGET CORP	260	127.24	33,082.40	
WALMART INC	2,830	134.20	379,786.00	

ALTRIA GROUP INC	3,490	74.00	258,260.00
COCA-COLA CO/THE	1,354	81.92	110,919.68
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	2,570	47.25	121,432.50
MONSTER BEVERAGE CORP	2,280	86.35	196,878.00
PEPSICO INC	1,250	150.37	187,962.50
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	910	191.57	174,328.70
TYSON FOODS INC-CL A	2,380	66.16	157,460.80
KENVUE INC	6,080	17.15	104,272.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,420	141.30	341,946.00
ABBOTT LABORATORIES	260	88.82	23,093.20
ALIGN TECHNOLOGY INC	1,110	155.16	172,227.60
CARDINAL HEALTH INC	200	200.37	40,074.00
CENCORA INC	772	266.17	205,483.24
CVS HEALTH CORPORATION	2,040	94.18	192,127.20
DAVITA INC	180	194.61	35,029.80
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	360	61.58	22,168.80
HCA HEALTHCARE INC	324	404.69	131,119.56
INTUITIVE SURGICAL INC	35	441.58	15,455.30
MCKESSON CORP	196	761.89	149,330.44
MEDTRONIC PLC	220	78.58	17,287.60
SOLVENTUM CORP	1,580	74.73	118,073.40
THE CIGNA GROUP	240	291.28	69,907.20
UNITEDHEALTH GROUP INC	150	389.24	58,386.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	80	166.45	13,316.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	180	86.08	15,494.40
ABBVIE INC	2,040	213.76	436,070.40
AMGEN INC	50	330.75	16,537.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	5,080	58.31	296,214.80
DANAHER CORP	130	167.04	21,715.20
ELI LILLY AND COMPANY	686	1,021.41	700,687.26
GILEAD SCIENCES INC	350	130.50	45,675.00
INCYTE CORP	400	95.60	38,240.00
JOHNSON & JOHNSON	2,440	230.00	561,200.00
MERCK & CO. INC.	350	114.24	39,984.00
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	171	1,050.77	179,681.67
PFIZER INC	1,080	25.66	27,712.80
REGENERON PHARMACEUTICALS	32	630.30	20,169.60
REVVITY INC	160	95.87	15,339.20
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	67	447.81	30,003.27
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	36	434.31	15,635.16
WATERS CORP	112	333.26	37,325.12
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	830	303.93	252,261.90

ZOETIS INC	1,530	78.92	120,747.60
BANK OF AMERICA CORP	3,150	50.70	159,705.00
CITIGROUP INC	2,090	119.97	250,737.30
HUNTINGTON BANCSHARES INC	3,000	15.46	46,380.00
JPMORGAN CHASE & CO	1,630	295.70	481,991.00
M & T BANK CORP	100	206.56	20,656.00
TRUIST FINANCIAL CORP	440	46.77	20,578.80
US BANCORP	1,250	53.30	66,625.00
WELLS FARGO & CO	4,650	74.55	346,657.50
AMERICAN EXPRESS CO	80	309.31	24,744.80
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	250	136.32	34,080.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,192	480.46	572,708.32
BLACKROCK INC	19	1,036.30	19,689.70
BLACKSTONE INC	730	114.26	83,409.80
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	980	182.03	178,389.40
CME GROUP INC	50	302.37	15,118.50
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	5,280	43.50	229,680.00
GLOBAL PAYMENTS INC	1,460	67.94	99,192.40
GOLDMAN SACHS GROUP INC	51	928.74	47,365.74
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,330	154.11	204,966.30
KKR & CO INC-A	1,980	92.92	183,981.60
MASTERCARD INC - A	692	499.70	345,792.40
MORGAN STANLEY	220	189.58	41,707.60
PAYPAL HOLDINGS INC	2,670	43.83	117,026.10
S&P GLOBAL INC	669	410.40	274,557.60
SCHWAB (CHARLES) CORP	3,320	91.81	304,809.20
STATE STREET CORP	130	150.88	19,614.40
VISA INC-CLASS A SHARES	2,012	329.91	663,778.92
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	320	77.53	24,809.60
ARTHUR J GALLAGHER & CO	680	203.45	138,346.00
BROWN & BROWN INC	2,080	58.09	120,827.20
CHUBB LTD	60	330.13	19,807.80
GLOBE LIFE INC	120	149.87	17,984.40
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	290	135.02	39,155.80
MARSH & MCLENNAN COS	610	166.07	101,302.70
METLIFE INC	3,130	81.07	253,749.10
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	270	101.14	27,307.80
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,390	101.16	140,612.40
TRAVELERS COS INC/THE	60	305.52	18,331.20
ACCENTURE PLC-CL A	140	176.80	24,752.00
APPLOVIN CORP-CLASS A	351	476.90	167,391.90
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	488	616.88	301,037.44

EPAM SYSTEMS INC	130	100.51	13,066.30
FAIR ISAAC CORP	170	1,186.15	201,645.50
INTL BUSINESS MACHINES CORP	106	222.33	23,566.98
INTUIT INC	36	399.71	14,389.56
MICROSOFT CORP	5,732	417.42	2,392,651.44
ORACLE CORP	1,330	181.46	241,341.80
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,620	135.26	354,381.20
PALO ALTO NETWORKS INC	1,130	240.13	271,346.90
ROPER TECHNOLOGIES INC	29	328.91	9,538.39
SALESFORCE INC	1,680	179.42	301,425.60
SERVICENOW INC	2,563	101.83	260,990.29
AMPHENOL CORP-CL A	2,000	119.20	238,400.00
APPLE INC	11,822	298.97	3,534,423.34
ARISTA NETWORKS INC	1,610	141.58	227,943.80
CDW CORP/DE	120	104.35	12,522.00
CISCO SYSTEMS INC	1,540	115.38	177,685.20
DELL TECHNOLOGIES -C	80	235.26	18,820.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	50	398.73	19,936.50
SANDISK CORP	259	1,383.29	358,272.11
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	380	733.35	278,673.00
WESTERN DIGITAL CORP	688	455.80	313,590.40
AT&T INC	7,300	24.98	182,354.00
T-MOBILE US INC	1,320	193.42	255,314.40
VERIZON COMMUNICATIONS INC	880	47.74	42,011.20
AES CORP	1,720	14.57	25,060.40
CONSTELLATION ENERGY	364	260.67	94,883.88
DOMINION ENERGY INC	310	68.13	21,120.30
DTE ENERGY COMPANY	1,520	143.15	217,588.00
DUKE ENERGY CORP	180	124.56	22,420.80
ENTERGY CORP	1,160	110.55	128,238.00
EVERSOURCE ENERGY	240	68.81	16,514.40
EXELON CORP	440	44.62	19,632.80
NEXTERA ENERGY INC	1,920	90.06	172,915.20
P G & E CORP	990	16.41	16,245.90
SOUTHERN CO	650	94.14	61,191.00
VISTRA CORP	970	134.71	130,668.70
WEC ENERGY GROUP INC	1,670	111.49	186,188.30
ADVANCED MICRO DEVICES	1,000	414.05	414,050.00
ANALOG DEVICES INC	366	414.31	151,637.46
APPLIED MATERIALS INC	356	406.91	144,859.96
BROADCOM INC	3,952	411.07	1,624,548.64
INTEL CORP	2,570	110.80	284,756.00

	KLA CORPORATION	179	1,740.58	311,563.82	
	LAM RESEARCH CORP	1,590	273.38	434,674.20	
	MICRON TECHNOLOGY INC	1,310	698.74	915,349.40	
	NVIDIA CORP	20,610	220.61	4,546,772.10	
	QUALCOMM INC	380	195.61	74,331.80	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	190	70.35	13,366.50	
	TERADYNE INC	52	321.52	16,719.04	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	180	302.31	54,415.80	
米ドル 小計		276,614		49,733,811.78 (7,909,665,425)	
合 計		276,614		7,909,665,425 (7,909,665,425)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	BXP INC	200	11,734.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	5,480	105,764.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,680	36,607.20	
		KIMCO REALTY CORP	5,340	124,689.00	
		PROLOGIS INC	160	22,790.40	
		PUBLIC STORAGE	80	23,797.60	
		REALTY INCOME CORP	4,200	260,778.00	
		REGENCY CENTERS CORP	990	76,566.60	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	240	48,206.40	
		VICI PROPERTIES INC	8,130	230,648.10	
		WELLTOWER INC	80	17,440.00	
米ドル合計			26,580	959,021.30 (152,522,747)	
合計				152,522,747 (152,522,747)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 221銘柄	97.0%	—	98.1%
	投資証券 11銘柄	—	1.9%	1.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2026年 5月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	70,812,162	-	70,403,827	△408,335
合計		70,812,162	-	70,403,827	△408,335

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

＊上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2026年 5月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	35,787,574
コール・ローン	30,591,353
株式	3,096,501,145
投資証券	34,185,641
未収入金	524,422
未収配当金	7,741,980
未収利息	589
差入委託証拠金	39,700,239
流動資産合計	3,245,032,943
資産合計	3,245,032,943
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	618,243
未払解約金	20,920,000
流動負債合計	21,538,243
負債合計	21,538,243
純資産の部	
元本等	
元本	589,310,048
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,634,184,652
元本等合計	3,223,494,700
純資産合計	3,223,494,700
負債純資産合計	3,245,032,943

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 （３）先物取引
--------------------	---

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	（４）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
	（１）受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
	（２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
	（３）派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
	（４）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2026年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	552,856,310円
期末元本額	589,310,048円
期中追加設定元本額	175,321,800円
期中一部解約元本額	138,868,062円
元本の内訳※	
明治安田欧州株式ファンド	279,860,618円
明治安田ライフプランファンド20	6,384,303円
明治安田ライフプランファンド50	47,033,096円
明治安田ライフプランファンド70	62,124,780円
フコク株25大河	15,086,987円
フコク株50大河	44,911,850円
フコク株75大河	79,796,146円
資産形成ファンド	44,169,485円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	6,648,809円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	305,356円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	743,302円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	2,245,316円
2. 1口当たり純資産額	5.4699円
(10,000口当たり純資産額)	(54,699円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	COMPASS GROUP PLC	4,785	31.48	150,631.80	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	334	441.59	147,491.06	
米ドル 小計		5,119		298,122.86 (47,413,459)	
ユーロ	NESTE OYJ	4,051	28.86	116,911.86	
	TOTALENERGIES SE	2,821	79.79	225,087.59	

AKZO NOBEL	2,321	49.35	114,541.35
BUZZI SPA	2,557	42.58	108,877.06
DSM-FIRMENICH AG	2,058	66.92	137,721.36
EVONIK INDUSTRIES AG	2,921	17.35	50,679.35
HEIDELBERG MATERIALS AG	640	168.35	107,744.00
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,058	124.30	131,509.40
BOUYGUES SA	2,260	49.71	112,344.60
DASSAULT AVIATION SA	401	279.60	112,119.60
EIFFAGE	826	129.20	106,719.20
GEA GROUP AG	1,893	55.70	105,440.10
HOCHTIEF AG	271	461.60	125,093.60
SAFRAN SA	450	274.20	123,390.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	719	255.80	183,920.20
SIEMENS AG-REG	1,103	256.80	283,250.40
SIEMENS ENERGY AG	1,269	167.70	212,811.30
THALES SA	501	226.30	113,376.30
VINCI SA	960	122.95	118,032.00
WARTSILA OYJ	3,627	33.61	121,903.47
BUREAU VERITAS SA	4,565	26.71	121,931.15
WOLTERS KLUWER	1,416	66.08	93,569.28
AENA SME SA	4,514	22.86	103,190.04
RYANAIR HOLDINGS PLC	4,537	22.35	101,401.95
FERRARI NV	424	286.60	121,518.40
HERMES INTERNATIONAL	40	1,607.00	64,280.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	351	462.00	162,162.00
AMADEUS IT GROUP SA	2,046	52.18	106,760.28
PUBLICIS GROUPE	1,649	83.70	138,021.30
SCOUT24 SE	1,689	73.20	123,634.80
PROSUS NV	1,439	40.24	57,905.36
ZALANDO SE	5,253	19.67	103,326.51
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	2,834	38.05	107,833.70
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	847	70.22	59,476.34
HEINEKEN HOLDING NV	1,862	62.20	115,816.40
KERRY GROUP PLC-A	530	75.60	40,068.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	3,074	38.34	117,857.16
IPSEN	712	157.60	112,211.20
SANOFI	1,652	75.20	124,230.40
UCB SA	477	234.90	112,047.30
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	13,706	8.57	117,556.36
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	8,239	18.75	154,522.44
BANCO BPM SPA	9,450	12.87	121,621.50
BANCO SANTANDER SA	21,242	10.20	216,753.36

	BNP PARIBAS	1,490	87.50	130,375.00	
	COMMERZBANK AG	1,580	36.13	57,085.40	
	CREDIT AGRICOLE SA	7,680	16.87	129,561.60	
	ING GROEP NV-CVA	4,945	25.31	125,157.95	
	INTESA SANPAOLO	3,005	5.53	16,644.69	
	NORDEA BANK ABP	7,184	15.85	113,866.40	
	UNICREDIT SPA	1,876	70.46	132,182.96	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	4,871	26.90	131,029.90	
	AGEAS	1,465	66.95	98,081.75	
	ALLIANZ SE-REG	525	382.60	200,865.00	
	AXA SA	2,479	40.33	99,978.07	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	221	483.40	106,831.40	
	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	2,215	21.17	46,891.55	
	CAPGEMINI SE	865	105.30	91,084.50	
	SAP SE	1,588	156.72	248,871.36	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	5,556	29.38	163,235.28	
	TELEFONICA SA	7,341	4.10	30,127.46	
	ELIA GROUP SA/NV	884	132.80	117,395.20	
	ENDESA SA	3,115	36.24	112,887.60	
	FORTUM OYJ	5,433	21.01	114,147.33	
	IBERDROLA SA	9,189	19.57	179,828.73	
	ITALGAS SPA	11,371	9.91	112,709.35	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	4,392	27.94	122,712.48	
	SNAM SPA	18,169	6.31	114,646.39	
	ASM INTERNATIONAL NV	149	834.80	124,385.20	
	ASML HOLDING NV	566	1,249.00	706,934.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	1,757	57.00	100,149.00	
	ユーロ 小計	235,166		9,136,833.52 (1,686,202,626)	
イギリスポンド	BP PLC	20,105	5.69	114,397.45	
	SHELL PLC	8,499	32.84	279,149.65	
	FRESNILLO PLC	3,020	31.93	96,428.60	
	RIO TINTO PLC	835	75.09	62,700.15	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	12,677	11.64	147,636.34	
	EXPERIAN PLC	1,384	27.10	37,506.40	
	RELX PLC	3,829	25.27	96,758.83	
	ENTAIN PLC	18,999	5.33	101,264.67	
	PEARSON PLC	4,189	11.38	47,670.82	
	INFORMA PLC	3,564	8.12	28,961.06	
	KINGFISHER PLC	35,859	2.81	100,871.36	
	NEXT PLC	761	128.15	97,522.15	
	TESCO PLC	23,034	4.59	105,887.29	

	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3,184	49.01	156,047.84	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,369	42.38	100,398.22	
	UNILEVER PLC	3,516	42.92	150,906.72	
	SMITH & NEPHEW PLC	8,419	11.57	97,407.83	
	ASTRAZENECA PLC	2,240	138.80	310,912.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	24,058	13.26	319,201.54	
	NATWEST GROUP PLC	18,910	5.67	107,219.70	
	STANDARD CHARTERED PLC	5,759	18.79	108,211.61	
	3I GROUP PLC	4,384	22.04	96,623.36	
	AVIVA PLC	3,964	6.16	24,426.16	
	SAGE GROUP PLC/THE	11,547	9.08	104,846.76	
	AIRTEL AFRICA PLC	29,669	3.34	99,094.46	
	SEVERN TRENT PLC	3,142	30.12	94,637.04	
	イギリスポンド 小計	257,916		3,086,688.01 (657,711,481)	
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	35	2,786.00	97,510.00	
	ABB LTD-REG	2,113	79.68	168,363.84	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	382	262.00	100,084.00	
	SGS SA-REG	564	87.34	49,259.76	
	AVOLTA AG	2,538	45.26	114,869.88	
	NESTLE SA-REG	3,617	79.90	288,998.30	
	GALDERMA GROUP AG	710	154.95	110,014.50	
	LONZA GROUP AG-REG	228	488.00	111,264.00	
	NOVARTIS AG-REG	2,782	119.04	331,169.28	
	ROCHE HOLDING AG	1,003	329.50	330,488.50	
	UBS GROUP AG-REG	4,418	36.15	159,710.70	
	SWISS RE AG	928	125.20	116,185.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	209	572.20	119,589.80	
	スイスフラン 小計	19,527		2,097,508.16 (422,752,769)	
スウェーデンク ローナ	SAAB AB-B	2,141	513.90	1,100,259.90	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	4,582	254.40	1,165,660.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,275	434.40	988,260.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	7,274	181.60	1,320,958.40	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	10,186	133.00	1,354,738.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	3,691	330.90	1,221,351.90	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	281	477.10	134,065.10	
	INVESTOR AB-B SHS	2,668	368.15	982,224.20	
	スウェーデンクローナ 小計	33,098		8,267,518.30 (139,803,734)	
ノルウェーク ローネ	KONGSBERG GRUPPEN ASA	3,017	304.20	917,771.40	
	ORKLA ASA	10,531	114.50	1,205,799.50	

	DNB BANK ASA	4,133	287.50	1,188,237.50	
ノルウェークローネ 小計		17,681		3,311,808.40 (56,797,514)	
デンマーククローネ	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	4,680	194.75	911,430.00	
	COLOPLAST-B	630	404.40	254,772.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	4,534	287.50	1,303,525.00	
	DANSKE BANK A/S	3,067	327.60	1,004,749.20	
デンマーククローネ 小計		12,911		3,474,476.20 (85,819,562)	
合 計		581,418		3,096,501,145 (3,096,501,145)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 (注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	COVIVIO	988	53,006.20	
		GECINA SA	81	5,827.95	
		KLEPIERRE	3,666	126,403.68	
ユーロ合計			4,735	185,237.83 (34,185,641)	
合計				34,185,641 (34,185,641)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 (注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式	2銘柄	1.5%	—	1.5%
ユーロ	株式	71銘柄	52.3%	—	53.9%
	投資証券	3銘柄	—	1.1%	1.1%
イギリスポンド	株式	26銘柄	20.4%	—	21.0%
スイスフラン	株式	13銘柄	13.1%	—	13.5%
スウェーデンクローナ	株式	8銘柄	4.3%	—	4.5%
ノルウェークローネ	株式	3銘柄	1.8%	—	1.8%
デンマーククローネ	株式	4銘柄	2.7%	—	2.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2026年 5月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				

	買建	76,359,408	-	75,741,165	△618,243
	合計	76,359,408	-	75,741,165	△618,243

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

＊上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2026年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	396,494,320
国債証券	13,224,246,930
地方債証券	391,328,163
特殊債券	2,233,026,600
社債券	17,080,132,800
未収入金	508,287,980
未収利息	143,701,487
前払費用	21,201,240
流動資産合計	33,998,419,520
資産合計	33,998,419,520
負債の部	
流動負債	
未払金	507,364,640
未払解約金	34,370,000
流動負債合計	541,734,640
負債合計	541,734,640
純資産の部	
元本等	
元本	26,849,461,673
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,607,223,207
元本等合計	33,456,684,880
純資産合計	33,456,684,880
負債純資産合計	33,998,419,520

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2026年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	26,342,111,858円
期末元本額	26,849,461,673円
期中追加設定元本額	1,178,082,350円
期中一部解約元本額	670,732,535円

2026年 5月20日現在

元本の内訳※	
明治安田日本債券ファンド	23,666,308,234円
明治安田ライフプランファンド２０	686,876,997円
明治安田ライフプランファンド５０	652,386,580円
明治安田ライフプランファンド７０	306,524,700円
資産形成ファンド	1,482,928,823円
明治安田ＶＡ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,966,855円
明治安田ＶＡライフプランファンド２０（適格機関投資家専用）	31,769,177円
明治安田ＶＡライフプランファンド５０（適格機関投資家専用）	9,976,032円
明治安田ＶＡライフプランファンド７０（適格機関投資家専用）	10,724,275円
２． １口当たり純資産額	1.2461円
（10,000口当たり純資産額）	（12,461円）

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４８３回利付国債２年	342,000,000	341,842,680	
	第１８５回利付国債５年	200,000,000	199,692,000	
	第１５回利付国債４０年	112,000,000	49,249,760	
	第１７回利付国債４０年	33,000,000	21,386,640	
	第１８回利付国債４０年	210,000,000	172,842,600	
	第３６３回利付国債１０年	100,000,000	90,607,000	
	第３６８回利付国債１０年	200,000,000	175,806,000	
	第３７３回利付国債１０年	775,000,000	677,024,500	
	第３８０回利付国債１０年	80,000,000	73,541,600	
	第３８１回利付国債１０年	75,000,000	71,113,500	
	第３８２回利付国債１０年	690,000,000	669,493,200	
	第５０回利付国債３０年	83,000,000	49,596,650	
	第５１回利付国債３０年	200,000,000	104,394,000	
	第５２回利付国債３０年	135,000,000	73,560,150	
	第５４回利付国債３０年	95,000,000	54,875,800	
	第５５回利付国債３０年	237,000,000	135,741,750	
	第５７回利付国債３０年	100,000,000	56,312,000	
	第６２回利付国債３０年	194,000,000	95,773,920	
	第６９回利付国債３０年	200,000,000	98,174,000	
	第７１回利付国債３０年	1,450,000,000	698,320,000	
	第７２回利付国債３０年	627,000,000	299,242,020	
	第７３回利付国債３０年	627,000,000	296,715,210	
	第７４回利付国債３０年	289,000,000	149,667,320	
	第７５回利付国債３０年	490,000,000	275,870,000	
	第７９回利付国債３０年	77,000,000	41,318,200	
	第８２回利付国債３０年	250,000,000	157,267,500	

	第 8 3 回利付国債 3 0 年	189,000,000	131,167,890	
	第 8 6 回利付国債 3 0 年	55,000,000	39,830,450	
	第 8 7 回利付国債 3 0 年	373,000,000	295,352,590	
	第 8 8 回利付国債 3 0 年	203,000,000	174,484,590	
	第 8 9 回利付国債 3 0 年	142,000,000	126,929,540	
	第 9 0 回利付国債 3 0 年	869,000,000	822,352,080	
	第 1 7 0 回利付国債 2 0 年	271,000,000	186,643,120	
	第 1 7 1 回利付国債 2 0 年	830,000,000	565,678,200	
	第 1 7 2 回利付国債 2 0 年	186,000,000	127,512,300	
	第 1 7 3 回利付国債 2 0 年	374,000,000	253,856,240	
	第 1 7 4 回利付国債 2 0 年	291,000,000	195,645,120	
	第 1 7 6 回利付国債 2 0 年	600,000,000	402,462,000	
	第 1 7 7 回利付国債 2 0 年	45,000,000	29,387,250	
	第 1 7 8 回利付国債 2 0 年	384,000,000	252,890,880	
	第 1 7 9 回利付国債 2 0 年	425,000,000	277,278,500	
	第 1 8 0 回利付国債 2 0 年	550,000,000	375,584,000	
	第 1 8 1 回利付国債 2 0 年	465,000,000	320,626,800	
	第 1 8 3 回利付国債 2 0 年	775,000,000	574,383,500	
	第 1 8 5 回利付国債 2 0 年	1,035,000,000	717,658,650	
	第 1 8 6 回利付国債 2 0 年	400,000,000	295,968,000	
	第 1 8 7 回利付国債 2 0 年	166,000,000	117,725,540	
	第 1 8 9 回利付国債 2 0 年	503,000,000	391,751,490	
	第 1 9 3 回利付国債 2 0 年	640,000,000	540,787,200	
	第 1 9 4 回利付国債 2 0 年	279,000,000	242,495,640	
	第 1 9 6 回利付国債 2 0 年	662,000,000	636,367,360	
国債証券 合計		18,583,000,000	13,224,246,930	
地方債証券	令和 3 年度第 1 回島根県公募公債（3 0 年・定時償還）	94,450,000	62,527,505	
	第 9 回京都市公募公債（3 0 年・定時償還）	96,300,000	64,337,933	
	第 8 回北九州市公募公債（3 0 年・定時償還）	90,650,000	62,421,680	
	第 1 0 回北九州市公募公債（3 0 年・定時償還）	294,150,000	202,041,045	
地方債証券 合計		575,550,000	391,328,163	
特殊債券	第 1 回アフリカ輸出入銀行円貨債券	500,000,000	498,945,000	
	第 1 0 回アフリカ輸出入銀行円貨債券	300,000,000	295,761,000	
	政府保証第 3 5 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	82,632,000	
	第 2 1 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	579,696,000	473,333,377	
	第 1 3 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	126,982,000	93,956,521	
	第 1 4 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	130,764,000	95,651,250	
	第 1 4 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,064,000	48,607,316	
	第 2 7 7 回住宅金融支援機構債券	100,000,000	45,389,000	
	第 1 5 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	216,504,000	154,752,729	
	第 1 5 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	215,535,000	154,404,963	

	第163回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	226,707,000	160,497,220	
	第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,326,000	54,734,435	
	第214回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,691,000	74,361,789	
特殊債券 合計		2,835,269,000	2,233,026,600	
社債券	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	700,000,000	695,016,000	
	第27回ルノー円貨社債	1,100,000,000	1,088,527,000	
	第3回積水ハウス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	91,008,300	
	楽天グループユーロ円債29／04／24	1,000,000,000	1,062,789,000	
	アルファベットユーロ円債36／05／16	100,000,000	99,464,800	
	アフラック変動利付ユーロ円債47／10／23	100,000,000	98,996,600	
	第2回アフラック生命保険（劣後特約付）	200,000,000	193,883,200	
	第7回ヒューリック無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	97,204,300	
	第60回住友化学無担保社債	100,000,000	67,792,000	
	第1回住友化学無担保社債（劣後特約付）	700,000,000	659,904,700	
	第2回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	700,000,000	681,788,800	
	第18回楽天グループ無担保社債	400,000,000	341,084,000	
	第1回楽天グループ無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	497,925,500	
	第3回ENEOSホールディングス無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	379,265,000	
	第5回ENEOSホールディングス無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	270,368,100	
	第5回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	93,212,600	
	第6回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	533,341,800	
	第3回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	706,091,200	
	第29回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	297,313,800	
	第30回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	388,326,000	
	第22回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	195,375,600	
	第23回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	278,012,700	
	第24回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	194,397,000	
	第25回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	185,443,200	
	第25回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	195,894,800	
	第3回東京センチュリー無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	94,969,100	
	第3回大和証券グループ本社無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	194,498,600	
	第5回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	285,044,100	
	第6回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	275,115,300	
	第9回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	100,000,000	94,563,900	

第8回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	289,157,400	
第3回東京建物無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	181,497,200	
第4回東京建物無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	94,944,700	
第112回東武鉄道無担保社債	200,000,000	154,394,000	
第42回京浜急行電鉄無担保社債	200,000,000	149,612,000	
第144回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	45,178,000	
第166回東日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	92,860,000	
第54回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	53,722,000	
第67回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	93,966,000	
第68回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	79,616,000	
第71回西日本旅客鉄道無担保社債	400,000,000	161,524,000	
第76回西日本旅客鉄道無担保社債	300,000,000	137,751,000	
第111回近鉄グループホールディングス無担保社債	300,000,000	212,823,000	
第60回阪急阪神ホールディングス無担保社債	100,000,000	65,551,000	
第63回阪急阪神ホールディングス無担保社債	100,000,000	63,089,000	
第1回日本航空無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	198,559,200	
第18回光通信無担保社債	400,000,000	348,836,000	
第30回光通信無担保社債	100,000,000	90,165,000	
第31回光通信無担保社債	400,000,000	297,688,000	
第57回光通信無担保社債	100,000,000	98,269,000	
第8回GMOインターネット無担保社債	200,000,000	194,962,000	
第11回GMOインターネット無担保社債	100,000,000	96,730,000	
第419回中国電力（一般担保付）	500,000,000	240,310,000	
第332回北陸電力（一般担保付）	400,000,000	302,152,000	
第563回東北電力（一般担保付）	100,000,000	86,854,000	
第487回九州電力（一般担保付）	200,000,000	100,118,000	
第62回電源開発無担保社債	400,000,000	307,652,000	
第32回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	167,838,000	
第46回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	77,584,000	
第69回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	300,000,000	269,721,000	
第86回東京電力パワーグリッド無担保社債	100,000,000	91,979,000	
第89回東京電力パワーグリッド無担保社債	200,000,000	195,032,000	
第90回東京電力パワーグリッド無担保社債	500,000,000	482,550,000	
第44回東京瓦斯無担保社債	100,000,000	43,334,000	
第51回東京瓦斯無担保社債	200,000,000	95,376,000	
第61回ソフトバンクグループ無担保社債	200,000,000	195,552,000	
第7回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	900,000,000	886,569,300	
社債券 合計	19,800,000,000	17,080,132,800	
合計	41,793,819,000	32,928,734,493	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	9,562,330
コール・ローン	3,920,316
国債証券	1,152,898,795
社債券	128,335,590
派生商品評価勘定	1,517,611
未収入金	144,945,123
未収利息	9,808,708
前払費用	3,076,174
流動資産合計	1,454,064,647
資産合計	1,454,064,647
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	578,128
未払金	114,216,154
未払解約金	23,770,000
流動負債合計	138,564,282
負債合計	138,564,282
純資産の部	
元本等	
元本	323,700,602
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	991,799,763
元本等合計	1,315,500,365
純資産合計	1,315,500,365
負債純資産合計	1,454,064,647

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2026年 5月20日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年 5月21日
期首元本額	330,980,838円
期末元本額	323,700,602円

2026年 5月20日現在

期中追加設定元本額	24,017,464円
期中一部解約元本額	31,297,700円
元本の内訳※	
明治安田外国債券ファンド	38,816,671円
明治安田ライフプランファンド２０	50,951,737円
明治安田ライフプランファンド５０	93,824,877円
明治安田ライフプランファンド７０	55,121,508円
フコク株２５大河	25,304,250円
フコク株５０大河	49,812,323円
明治安田ＶＡ外国債券ファンド（適格機関投資家専用）	4,039,390円
明治安田ＶＡライフプランファンド２０（適格機関投資家専用）	2,399,453円
明治安田ＶＡライフプランファンド５０（適格機関投資家専用）	1,460,192円
明治安田ＶＡライフプランファンド７０（適格機関投資家専用）	1,970,201円
２． １口当たり純資産額	4.0639円
（10,000口当たり純資産額）	（40,639円）

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	193,000.00	115,694.45	
		US TREASURY N/B 2.5%	55,000.00	37,135.74	
		US TREASURY N/B 2.875%	250,000.00	185,400.39	
		US TREASURY N/B 3.75%	10,000.00	9,987.76	
		US TREASURY N/B 3.75%	472,000.00	462,873.43	
		US TREASURY N/B 3.875%	150,000.00	149,358.39	
		US TREASURY N/B 3.875%	40,000.00	39,389.06	
		US TREASURY N/B 3.875%	199,000.00	191,288.75	
		US TREASURY N/B 3%	530,000.00	375,865.23	
		US TREASURY N/B 4.125%	300,000.00	295,359.37	
		US TREASURY N/B 4.125%	140,000.00	134,214.06	
		US TREASURY N/B 4.5%	110,000.00	109,342.57	
		US TREASURY N/B 4.625%	380,000.00	384,920.70	
		US TREASURY N/B 4.625%	42,000.00	42,070.54	
		US TREASURY N/B 4.875%	120,000.00	121,954.68	
		US TREASURY N/B 4%	390,000.00	379,366.40	
		国債証券 小計		3,381,000.00	3,034,221.52 (482,562,590)
	社債券	BANCO SANTANDER 4.379%	200,000.00	198,794.56	
		MORGAN STANLEY 3.591%	100,000.00	98,810.00	
		NORDEA BANK AB 4.625%	200,000.00	197,180.00	
		WESTPAC BANKING 4.322%	80,000.00	79,680.00	
	社債券 小計		580,000.00	574,464.56 (91,362,843)	
米ドル合計			3,961,000.00	3,608,686.08 (573,925,433)	

カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.0%	55,000.00	53,843.90		
		CANADA-GOV'T 1.25%	18,000.00	16,568.10		
		CANADA-GOV'T 2.25%	17,000.00	16,403.30		
		CANADA-GOV'T 2.5%	58,000.00	54,485.20		
		CANADA-GOV'T 2%	45,000.00	30,208.50		
		CANADA-GOV'T 5.75%	40,000.00	42,942.00		
カナダドル合計			233,000.00	214,451.00 (24,799,113)		
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	750,000.00	714,623.25		
		MEXICAN BONOS 8%	700,000.00	634,354.70		
メキシコペソ合計			1,450,000.00	1,348,977.95 (12,320,890)		
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0291 5.5%	35,000.00	36,682.80		
		BTPS 0.45%	53,000.00	49,480.80		
		BTPS 0.95%	310,000.00	268,243.00		
		BTPS 2.45%	40,000.00	27,628.00		
		BTPS 3.85%	160,000.00	161,168.00		
		BTPS 4.1%	30,000.00	28,533.00		
		BUNDESOBL-191 2.4%	40,000.00	39,376.40		
		BUNDESSCHATZANW 2%	20,000.00	19,954.00		
		DEUTSCHLAND REP 0%	110,000.00	96,320.40		
		DEUTSCHLAND REP 0%	120,000.00	101,748.00		
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	39,000.00	37,902.15		
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	45,000.00	42,862.50		
		DEUTSCHLAND REP 4%	120,000.00	128,160.00		
		FRANCE 0.A.T. 0.75%	45,000.00	19,183.50		
		FRANCE 0.A.T. 0%	176,000.00	144,012.00		
		FRANCE 0.A.T. 3.25%	60,000.00	51,426.00		
		FRANCE 0.A.T. 3.5%	105,000.00	102,301.50		
		FRANCE 0.A.T. 3%	100,000.00	94,850.00		
		FRANCE 0.A.T. 4.4%	45,000.00	43,033.50		
		IRISH GOVT 2.4%	20,000.00	19,564.00		
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	50,000.00	33,845.00		
		SPANISH GOV'T 3.15%	60,000.00	58,464.00		
		SPANISH GOV'T 3.45%	80,000.00	66,896.00		
		SPANISH GOV'T 4.2%	70,000.00	73,122.00		
	国債証券 小計		1,933,000.00	1,744,756.55 (321,994,821)		
	社債券	ALPHABET INC 3.625%	100,000.00	99,120.00		
		ING GROEP NV 4.375%	100,000.00	101,220.00		
	社債券 小計		200,000.00	200,340.00 (36,972,747)		
	ユーロ合計			2,133,000.00	1,945,096.55 (358,967,568)	

イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 3.25%	10,000.00	7,295.00	
		TREASURY 4.5%	50,000.00	48,355.00	
		UK TSY GILT 1.125%	20,000.00	12,262.00	
		UK TSY GILT 1.75%	135,000.00	66,811.50	
		UK TSY GILT 3.25%	200,000.00	181,960.00	
		UK TSY GILT 4.125%	140,000.00	138,152.00	
		UK TSY GILT 4.125%	122,000.00	119,230.60	
		UK TSY GILT 4%	62,000.00	59,941.60	
イギリスポンド合計			739,000.00	634,007.70 (135,094,360)	
スウェー デンク ローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	90,000.00	87,210.00	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	70,000.00	73,426.50	
スウェーデンクローナ合計			160,000.00	160,636.50 (2,716,363)	
ノル ウェーク ローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	140,000.00	122,010.00	
ノルウェークローネ合計			140,000.00	122,010.00 (2,092,471)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	200,000.00	185,960.00	
ポーランドズロチ合計			200,000.00	185,960.00 (8,066,628)	
オースト ラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	30,000.00	14,746.14	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	70,000.00	58,275.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	7,000.00	6,721.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	80,000.00	70,997.28	
オーストラリアドル合計			187,000.00	150,739.82 (17,018,525)	
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	40,000.00	41,672.00	
シンガポールドル合計			40,000.00	41,672.00 (5,170,661)	
マレーシ アリン ギット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.899%	205,000.00	207,464.71	
マレーシアリングット合計			205,000.00	207,464.71 (8,285,746)	
イスラエ ルシュケ ル	国債証券	(DIRTY)ISRAEL FIXED 1%	130,000.00	117,486.73	
イスラエルシュケル合計			130,000.00	117,486.73 (6,409,758)	
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	3,120,000.00	3,311,371.44	
		CHINA GOVT BOND 2.55%	2,040,000.00	2,104,869.96	
人民元合計			5,160,000.00	5,416,241.40 (126,366,869)	
合計				1,281,234,385 (1,281,234,385)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 16銘柄	36.7%	37.8%
	社債券 4銘柄	6.9%	7.1%
カナダドル	国債証券 6銘柄	1.9%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	0.9%	1.0%
ユーロ	国債証券 24銘柄	24.5%	25.1%
	社債券 2銘柄	2.8%	2.9%
イギリスポンド	国債証券 8銘柄	10.3%	10.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	1.3%	1.3%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券 1銘柄	0.6%	0.6%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
人民元	国債証券 2銘柄	9.6%	9.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2026年 5月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	276,633,271	-	277,174,734	541,463
	米ドル	110,921,550	-	111,117,068	195,518
	カナダドル	33,821,104	-	33,755,550	△65,554
	メキシコペソ	13,451,170	-	13,471,126	19,956
	ユーロ	30,940,824	-	31,051,732	110,908
	イギリスポンド	6,845,126	-	6,813,750	△31,376
	ノルウェークローネ	26,789,722	-	27,245,445	455,723
	オーストラリアドル	13,480,415	-	13,424,140	△56,275
	人民元	40,383,360	-	40,295,923	△87,437
	売建	328,465,900	-	328,067,880	398,020
	米ドル	111,073,118	-	111,131,662	△58,544
	カナダドル	13,170,881	-	13,294,138	△123,257
	ユーロ	49,466,380	-	49,169,057	297,323
	イギリスポンド	86,969,064	-	86,944,772	24,292
	スウェーデンクローナ	6,771,338	-	6,610,871	160,467
	ニュージーランドドル	27,212,414	-	27,044,689	167,725
	人民元	33,802,705	-	33,872,691	△69,986
合計		605,099,171	-	605,242,614	939,483

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

＊上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】
（2026年5月29日現在）

【純資産額計算書】

明治安田ライフプランファンド20

I 資産総額	1,432,018,443円
II 負債総額	4,665,088円
III 純資産総額（I－II）	1,427,353,355円
IV 発行済口数	1,036,999,521口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3764円
（1万口当たり純資産額）	（13,764円）

明治安田ライフプランファンド50

I 資産総額	2,656,782,622円
II 負債総額	2,143,642円
III 純資産総額（I－II）	2,654,638,980円
IV 発行済口数	1,320,152,913口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0109円
（1万口当たり純資産額）	（20,109円）

明治安田ライフプランファンド70

I 資産総額	2,352,555,388円
II 負債総額	4,862,733円
III 純資産総額（I－II）	2,347,692,655円
IV 発行済口数	972,860,025口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4132円
（1万口当たり純資産額）	（24,132円）

（参考）

純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド

I 資産総額	6,124,048,507円
II 負債総額	402,838,408円
III 純資産総額（I－II）	5,721,210,099円
IV 発行済口数	1,589,211,876口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.6000円
（1万口当たり純資産額）	（36,000円）

明治安田アメリカ株式マザーファンド

I 資産総額	8,568,819,552円
II 負債総額	105,542,938円

III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,463,276,614円
IV 発行済口数	724,695,535口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	11.6784円
（1万口当たり純資産額）	（116,784円）

明治安田欧州株式マザーファンド

I 資産総額	3,395,953,340円
II 負債総額	89,606,808円
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,306,346,532円
IV 発行済口数	587,713,229口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.6258円
（1万口当たり純資産額）	（56,258円）

明治安田日本債券マザーファンド

I 資産総額	36,868,023,789円
II 負債総額	2,855,544,370円
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	34,012,479,419円
IV 発行済口数	26,910,998,136口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2639円
（1万口当たり純資産額）	（12,639円）

明治安田外国債券マザーファンド

I 資産総額	1,777,527,186円
II 負債総額	421,374,066円
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,356,153,120円
IV 発行済口数	327,899,188口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.1359円
（1万口当たり純資産額）	（41,359円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円
会社が発行する株式総数： 33,220株
発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年における資本金の額の推移＞
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
- プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年5月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	2,024,187,999,703 円
	単位型	22 本	436,147,136,754 円
公社債投資信託	単位型	16 本	19,086,026,997 円
合計		192 本	2,479,421,163,454 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,552,621	10,375,005
前払費用	234,646	279,572
未収委託者報酬	1,826,296	2,102,980
未収運用受託報酬	405,189	494,397
未収投資助言報酬	2,915	1,089
その他	4,723	4,431
流動資産合計	12,026,392	13,257,477
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ ¹ 507,278	※ ¹ 454,997
器具備品	※ ¹ 163,332	※ ¹ 170,135
建設仮勘定	5,198	11,361
有形固定資産合計	675,809	636,495
無形固定資産		
ソフトウェア	184,197	130,799
ソフトウェア仮勘定	-	14,365
無形固定資産合計	184,197	145,164
投資その他の資産		
投資有価証券	1,913	3,019
長期差入保証金	300,000	300,622
長期前払費用	1,624	54,719
前払年金費用	505,299	637,419
投資その他の資産合計	808,836	995,780
固定資産合計	1,668,843	1,777,440
資産合計	13,695,236	15,034,918

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,114,281	2,907,550
未払金	1,123,545	1,300,651
未払手数料	719,561	795,489
その他未払金	403,984	505,162
未払費用	46,646	49,264

未払法人税等	196,044	271,760
未払消費税等	116,556	117,525
賞与引当金	196,498	214,264
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,797,972	4,865,416
固定負債		
資産除去債務	229,506	229,997
繰延税金負債	28,269	58,368
固定負債合計	257,775	288,366
負債合計	4,055,748	5,153,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,949,722	2,191,297
利益剰余金合計	5,124,763	5,366,338
株主資本合計	9,639,547	9,881,122
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△59	13
評価・換算差額等合計	△59	13
純資産合計	9,639,487	9,881,135
負債・純資産合計	13,695,236	15,034,918

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,777,428	9,347,998
受入手数料	45,394	49,148
運用受託報酬	2,378,824	2,519,684
投資助言報酬	21,832	7,196
その他収益	12,000	22,570
営業収益合計	11,235,478	11,946,597
営業費用		
支払手数料	2,660,380	2,952,595
広告宣伝費	36,916	44,270
公告費	450	-
調査費	2,547,977	2,650,403
調査費	1,225,558	1,408,943
委託調査費	1,322,418	1,241,459
委託計算費	494,351	511,197
営業雑経費	121,497	116,377
通信費	15,212	12,023
印刷費	86,903	84,633
協会費	11,119	10,343
諸会費	8,261	9,375

営業雑費	0	0
営業費用合計	5,861,573	6,274,843
一般管理費		
給料	2,198,223	2,252,807
役員報酬	102,855	83,952
給料・手当	1,587,532	1,602,890
賞与	475,077	534,911
その他報酬給与	32,758	31,053
賞与引当金繰入	157,354	182,701
法定福利費	354,122	359,508
福利厚生費	35,350	30,187
交際費	3,048	3,578
寄付金	39,333	48,534
旅費交通費	18,859	22,497
租税公課	77,795	80,171
不動産賃借料	444,213	469,487
退職給付費用	42,092	△57,156
固定資産減価償却費	206,057	199,649
事務委託費	507,633	511,059
諸経費	68,448	73,374
一般管理費合計	4,152,535	4,176,402
営業利益	1,221,369	1,495,352

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取利息	5,793	14,738
受取配当金	160	6
投資有価証券売却益	-	201
投資有価証券償還益	128	-
保険契約返戻金・配当金	※12,155	※11,999
為替差益	-	609
雑益	1,798	6,075
営業外収益合計	10,036	23,630
営業外費用		
投資有価証券売却損	7	-
投資有価証券償還損	173	-
為替差損	524	-
雑損失	268	6,847
営業外費用合計	973	6,847
経常利益	1,230,432	1,512,134
特別損失		
減損損失	14,968	-
税引前当期純利益	1,215,464	1,512,134
法人税、住民税及び事業税	329,874	389,785
法人税等調整額	34,874	30,066
法人税等合計	364,748	419,851
当期純利益	850,715	1,092,283

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			△913,016	△913,016	△913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△62,300	△62,300	△62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△23	△23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			△913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	△36	△36
当期変動額合計	△36	△36	△62,337
当期末残高	△59	△59	9,639,487

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547
当期変動額					
剰余金の配当			△850,708	△850,708	△850,708
当期純利益			1,092,283	1,092,283	1,092,283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	241,574	241,574	241,574
当期末残高	83,040	3,092,001	2,191,297	5,366,338	9,881,122

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△59	△59	9,639,487
当期変動額			
剰余金の配当			△850,708
当期純利益			1,092,283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	72	72	72
当期変動額合計	72	72	241,647
当期末残高	13	13	9,881,135

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会）等

(1) 概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	218,091千円	265,532千円
器具備品	398,589千円	474,654千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,155千円	1,999千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	819,204,738円	43,374円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1年内	455,285	452,599
1年超	1,965,429	1,513,851
合計	2,420,715	1,966,450

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,913	1,913	-
(2) 長期差入保証金	300,000	253,900	△46,099
資産計	301,913	255,813	△46,099

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,019	3,019	-
(2) 長期差入保証金	300,622	240,256	△60,365
資産計	303,641	243,275	△60,365

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	1,933	-
長期差入保証金	-	300,622	-	-
合計	-	300,622	1,933	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,019	-	3,019
資産計	-	3,019	-	3,019

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	240,256	240,256
資産計	-	-	240,256	240,256

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	△87
小計	1,913	2,000	△87
合計	1,913	2,000	△87

当事業年度（2026年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,086	1,000	86
小計	1,086	1,000	86
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,933	2,000	△67
小計	1,933	2,000	△67
合計	3,019	3,000	19

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,201	201	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△474,192	千円
退職給付費用	42,092	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,199	〃
前払年金費用の期末残高	△505,299	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	△1,289,647	〃
	△505,572	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃

前払年金費用	△505,299	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 42,092 千円

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△505,299	千円
退職給付費用	△57,156	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△74,964	〃
前払年金費用の期末残高	△637,419	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	823,980	千円
年金資産	△1,461,672	〃
	△637,692	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△637,419	〃
前払年金費用	△637,419	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△637,419	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 △57,156 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	60,357	千円	67,536	千円
未払事業税	12,282	〃	20,744	〃
資産除去債務	72,340	〃	72,495	〃
ソフトウェア	72,897	〃	73,943	〃
その他	36,191	〃	26,390	〃
繰延税金資産小計	254,068	〃	261,109	〃
評価性引当額	△72,340	〃	△72,495	〃
繰延税金資産合計	181,728	〃	188,613	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△50,727	〃	△46,062	〃
前払年金費用	△159,270	〃	△200,914	〃
その他	-	〃	△5	〃
繰延税金負債合計	△209,997	〃	△246,982	〃
繰延税金資産の純額	△28,269	〃	△58,368	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
法定実効税率	-	%	30.62	%
(調整)				
税額控除	-	〃	△2.74	〃
その他	-	〃	△0.11	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	〃	27.77	〃

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	229,016 千円	229,506 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- //	- //
時の経過による調整額	490 //	491 //
資産除去債務の履行による減少額	- //	- //
期末残高	229,506 //	229,997 //

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。
- 収益を理解するための基礎となる情報
「注記事項（重要な会計方針）」の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	9,347,998	49,148	2,519,684	7,196	22,570	11,946,597

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用のサービスの提供、商品の販売	運用受託報酬	503,648	未収運用受託報酬	268,290
							支払手数料	648,559	未払手数料	230,821

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用のサービスの提供、商品の販売	運用受託報酬	603,781	未収運用受託報酬	361,519
							支払手数料	703,227	未払手数料	237,569

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	510,376円85銭	523,171円23銭
1株当たり当期純利益金額	45,042円38銭	57,832円53銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,639,487	9,881,135
普通株式に係る純資産額（千円）	9,639,487	9,881,135
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益（千円）	850,715	1,092,283

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	850,715	1,092,283
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

（2026年3月31日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	名称
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

(2026年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社※1	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社S B I証券	54,323	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社※2	11,945	
OKB証券株式会社※1	1,500	
株式会社大垣共立銀行※1	46,773	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北陸銀行	140,409	
明治安田生命保険相互会社※3	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

※1 新規販売を停止しています。

※2 明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド70のみ取扱いを行っております。

※3 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金償却積立金」の額です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は18,887株（持株比率100.00%）です。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額および事業の内容

(2026年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - ① 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等
 - ② 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
 - ① 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 輪 登 信

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 林 広 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査

人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長澤 茂宣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2025年5月21日から2026年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長澤 茂宣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2025年5月21日から2026年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長澤 茂宣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2025年5月21日から2026年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。